

1. 議事日程

(平成17年第3回安芸高田市議会9月定例会第2日目)

平成17年9月15日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	青原敏治
12番	金行哲昭	13番	杉原洋
14番	入本和男	15番	山本三郎
16番	今村義照	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5番	小野剛世	17番	玉川祐光
----	------	-----	------

4. 会議録署名議員

16番	今村義照	18番	岡田正信
-----	------	-----	------

5．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向 原 支 所 長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 清

6．職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長

おはようございます。  
時間が参りました。ただ今の出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、  
16番 今村義照君、18番 岡田正信君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

松浦議長

日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし持ち時間は設けず、会議規則のと  
おり一人3回までといたしますので、予めご承知おき下さい。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 明木一悦君。

明木議員

議長。おはようございます。1番、明木一悦、通告に基づき大枠3  
問の質問をいたします。

まずもって、今地球環境という中で、地球環境が破壊されているこ  
の中、異常気象等の発生により、自然災害の猛威がふるっております。  
この安芸高田市内におきましても、豪雨、またこないだ来ました台風  
14号により被害を受けられました方に対して、この場を借りてお見  
舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき、大枠3項の質問を行うわけですけど、執  
行部の方におきましては、具体的かつ明快なる答弁をいただきますよ  
うよろしくお願いいたします。

まず、最初に情報過疎、遅れる地方情報化という見出しの情報施策  
についてお伺いいたします。

皆さんも、ご承知のとおり、世界規模で進むグローバル化は、小さ  
な市町村に対しても、世界競争へと引きずり込まれていく、この社会  
環境があります。その大きな要因がインターネットであり、インター  
ネットの普及であります。本国におきましても、2010年情報過疎  
地域ゼロに向けての施策が進行しています。こちらにも、通信文化新  
報というものがありますけど、2010年ゼロ地域解消ということで、  
総務省の研究会の方から、現在残されているブロードバンド地域ゼロ  
市町村について、2008年までには、大容量通信に対応したバック  
ボーンネットワークを整備し、次世代双方向ブロードバンドを201  
0年までには、90%以上の世帯で利用可能にするというふうになら  
れております。

安芸高田市においても来月10月には安芸高田市情報化計画が策定される予定であるとお聞きしております。

社会福祉、教育、農業、産業、医療、生涯学習、行政サービス、また防災・市民活動など多岐多様にわたり不可欠であるこのブロードバンド整備、これは安芸高田市の将来を左右すると言っても過言ではないでしょう。

本市におきましては、以前から申し上げてますが、ADSLなど対応のできない地域や携帯電話の入らない地域が広範囲にわたりあります。この問題については何度も質問等いたしておりますので、執行部においてもいろいろ調査研究を行われたと思います。

これまで、協働のまちづくりの安芸高田市において、いろいろな取り組み、事業が行われてきてるわけですが、今回のこの情報過疎解消、地域情報化について、現在の取り組みは行政主導であり、全く民意が入っていないというふうに感じられます。やはり、地域情報化は本市を取り巻くすべての社会環境に大きく影響を与えるものでもあり、これからの取り組みについては、非常に重要なものだと考えます。また、この取り組みについては市民の関心も高く、市民の中には情報に関しての専門家、また、常に利用されている市民の方々がたくさんいらっしゃいます。そこで、この事業を行われるにあたって、また、計画を策定していくにあたり、やはり、市民と協働のアイデア、提案や智慧をいただきながら、地域情報化を推進していくことが大切ではないかと思います。そこで、他の建設事業や取り組みなど、例えば大きな事業であれば、現在やっています第2庁舎文化センター等の建設計画、また、男女共同参画プランの策定についてはなど、各種委員会審議会を設けて取り組まれております。そこで、やはり、この情報化。これは、今後の市を左右するような事業だと考えられますので、市民参加による地域情報化推進検討委員会なりを創設して、地域の情報化推進促進を行うことが必要であると考えますが、市長はどのようなお考えでしょうか。

続いて、やはり、前回と同じ、ADSL整備のされていない、情報過疎地域についてお尋ねするわけですが、ご承知のとおり、吉田43局、美土里、川根、小原地域において、無線LANの導入に向けての検討等が始まっているというふうにお聞きしております。しかし、今の情報化ブロードバンド構想でいけば、光ケーブル大容量の情報を伝達できる光ケーブルの普及を目指しているという国の施策もあるとお聞きしております。そこで、今無線を本当に場所に設置することが将

来的にいいのか、もしくは、今後光ケーブルを導入するのであれば、そこで、二重投資となる可能性も考えられるわけです。

そこでお尋ねするわけですが、現在安芸高田市内に整備されてます広域光ネットワーク、これにはまだまだ、空き回線があるというふうにお聞きしております。

そこで例えば、吉田43局の地域においては、可愛小学校から光ネットワーク回線を各家庭に利用するようなことが考えられるのではないのでしょうか。例えば、その先を民間利用させて、情報過疎地域の早期解消が可能ではないかというふうに考えられます。そこで、現在整備されてます広域光ネットワークケーブル網の民間活用、また住民利用への可能性があるのかそれともないのか、どのようなお考えをお持ちか市長にお伺いいたします。

続きまして、広島県土砂災害マップ等に示されていますように、危険箇所がまだまだ沢山ある安芸高田市内ということをご承知だと思います。

先ほども言いましたように、7月の豪雨また台風14号の襲来により、自然災害等の際に対しましては、職員の方及び消防関係者の方において、夜通しの災害警備体制をひかれて対応していただいております。

その災害が発生すれば、現場に出動していかなければなりません。そこで活躍してくるのが、トランシーバーであり携帯電話です。トランシーバーの数は数えられるほどだと思いますけど、携帯電話については、ほとんどの方がお持ちだというふうに考えております。

そこで、緊急時や非常時において、まだまだ携帯電話の圏外ゾーン、電波の届かないところがあります。これは、6月の定例会におきましても、同僚の議員の方で、質問をされております。そこで、6月定例会後どれだけのことが行われたか、災害は待ってられません。携帯電話等の圏外ゾーン地帯における7月以降、安芸高田市においてどのような対応をとられたか市長にお伺いいたします。

大枠2項、障害者自立支援法案を考えるとということで、見出しをつくっておりますけど、この夏の衆議院が解散しまして障害者自立支援法案は、廃案となったわけではありますけど、先日行われました選挙の結果を見ましても、法案については再び早い段階で提案され国における財政面と障害者の社会生活の自立の名のもとに、早い時点で可決をみることになることは間違いないと考えております。

現在安芸高田市内に、身体障害や知的障害の方が約二千四百人くら

いいらっしゃると思います。これは安芸高田市内の約7.5%にあたります。その方々の障害者負担を増やしていくというこの法案を安芸高田市ではどのようにお考えでしょうか。

弱者である方々へ対して、やはり安芸高田市として優しい社会環境整備の取り組みが必要ではないかと思えます。障害者自立支援法の施行は決して障害者の自立を支援していくものではなく、障害者や障害者の皆さんを支えている家族の方々や関係者の負担を増やしていくことになると考えます。

先立って開催されました文教厚生常任委員会にて、委員外委員として出席をし、この法案についての質問をさせていただいたわけですが、本市における障害者の支援、社会環境整備についてまだまだ遅れているのではないかと考えます。

そこで、この法案が本市にとってどのようなふうに関わってくるか、また、本年度どのような取り組みが行われているのでしょうか、市長にお伺いいたします。

また、今後どのような対応をいつごろまでに行われようかとされているのか、市長の考え方を伺いいたします。

大枠3項目目、協働のまちづくりは住民主体。協働のまちづくりは、市民と行政が汗を流していくものだとし市長は常日ごろ言われております。官民が一体となり市政、施策、各種事業に取り組むために、条例などで定められた委員会や審議会があります。

これらの委員会は、市職員や市民、議員、学識経験者などいろいろなかたちでの構成がされていると思えます。しかしながら、非常に残念なことがそれらの各種委員会において、委員の方が会議を欠席されたり参加されないことがあるとお聞きしております。これは非常に残念なことではないでしょうか。やはり、委員に就任する以上、民間、市民の意識をもう少し高く持っていただく必要があるのではないかとこのように感じられます。市民の中には市長に任命され光栄であると感じられ名誉職などの意識を持たれたり、委員会に入れば報酬があるというような安易な考えの方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。

やはり、行政の市民参画という重要な使命を持って、市長が適材適所に市民の方を任命されているのですから、命を受けた市民代表の方は、それなりの認識と責任を持って取り組むべきだと考えます。

そこで民間委員として委員に取り組む認識度や責任について、自覚を持っていただくために、それらの機能を高めるために、委員会名簿

の公表、各委員の取り組み方の明確化、協議内容の公表、協議の進め方の明確化、協議結果の公表等を行うことにより委員としての認識度や責任感を向上し、より良いまちづくりが出来るのではないのでしょうか。これに関して市長はどのようにお考えかお聞きいたします。これらの協働参画、協働のまちづくりということで欠かせないのが、やはり、情報の敏速なる公開ではないかと思えます。また、それに対する、住民の声が大切ではないかというふうに考えております。今よく行われているのが、アンケート調査等、ある程度縛られた枠での行政からのアンケートで意見を聞かれている部分がいろいろな施策に反映されているのではないかなと考えます。しかし、この意見は一部であり、やはり、もっともっとたくさんの意見を市として集める方が大切だと考えます。

近隣の市町村、また広島県においてもインターネットや、郵便を活用したパブリックコメント、市民による意見や提案を募集し、それを視点に反映されています。市民の皆さんからの要望が強いホームページ上で行われている民意、パブリックコメントを直接市長に伝える方法、これらの取り組みについて市長のお考えをお伺いいたします。

先ほどの質問にも関連するんですけど、やはり情報開示ということ、また協働の街づくりということで委員会など、議事録や委員会の名簿をホームページ上や広報紙に広報していくことが、市民の代表として委員会に参加している方々が、どの方が参加しているか明確になると考えます。市長が言われるところ、本当の市民の代表として選んでいるわけだから、その代表の方が、その団体なりの意見を集め、まとめ、委員会や会議などに出していただくことが大事だというふうにお聞きしております。

しかしながら、市民の間では協働の名のまちづくりのもとに行政の仕事を市民にさせようとしているとか、協働のまちづくりの名のもとに、すべて行政主導であるなど、意見を耳にすることがあります。やはりこのようなマイナス的な意見は、安芸高田市が現在どのように動いているのか、また、委員会でどのような話をなされているのか、非常に見えにくい状況があるからではないかと思えます。もっともっと協働のまちづくりを進めていく上においては、情報公開が必要であると考えます。そこで、特に今市民の知りたいこと、例えば、委員会名簿や議事録など、これらを公表する必要性について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

以上大枠3点の質問を終わります。なお、答弁に対しましての再質問は自席にて行います。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議長。

明木議員のご質問にお答えをいたします。情報過疎の問題でございます。市民レベルによる、情報化推進委員会などの創設についてという主旨のものであったと思います。まず、市民レベルによる地域情報化推進検討委員会を創設し、情報過疎地域の情報化促進を行うことの必要性について、お尋ねでございますが、本年6月に情報通信技術を活用した地域活性化と豊かな生活の実現を目指し、ITの進展による社会経済情勢に対応した本市の自主的主体的な地域情報化を総合的に推進するために、安芸高田市地域情報化推進本部を設置したところでございます。さらに、各部局の職員の中から地域情報化推進委員を選出し、高度情報化へ対応するため、全庁的な課題の抽出、情報化の推進、計画の策定等の取り組みを行っておるところでございます。本年度に策定する計画書は、市職員が協議し、策定するものではございますが、ご指摘のとおり来年度、この計画書を素案として学識経験者や住民の代表の皆さん、商工関係等の方々を交えた、市民レベルの組織の中で、本市の地域情報化推進について、議論をいただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、本市の広域光ケーブル網の民間活用についてでございます。安芸高田市内に整備されている広域光ケーブルネットワーク網の民間活用、利用への可能性というお尋ねであったかとも思います。この光ケーブル網は、学校や公共施設の間を大容量のデータのやりとりができるよう、安芸たかた広域連合で敷設整備し、現在安芸高田市で管理をしておるところでございます。市役所本庁と、支所との住民記録、税や各種公共料金の管理など、基幹業務の連携、学校教育や公共施設など、市民の皆さんのインターネットの利用などに、活用いたしておるところでございます。ご指摘をいただいております、このネットワークは基本的には、行政財産であり、現段階では民間企業への開放は考えておりませんが、市民の皆さんの利便性を考慮した、公共性の高いネットワークの使用を民間企業が、提案される場合には、光ケーブルの余剰線の貸し出しについて、関係機関との協議により、開放を検討すべきであろうと考えております。このことにつきましては、今後も慎重に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、携帯電話の圏外地域の7月以降の市の対応についてでございます。ご承知をいただきますように、ご指摘のように市内におきましては、現在NTTドコモ、KDDI、ボーダフォンの3社が携帯電話のサービスを展開しております。これら3社は、6月定例会においても、答弁をいたしましたとおり、新たなサービス展開のための、投資に莫大な資金を必要といたしますことから、通話圏外地域の解消には極めて消極的であるのが、実態でございます。このようなことから、現実問題といたしましては単に要望を繰り返せば、この問題が解決すると



ということにはなりませんので具体的な取り組みにつきましては、もうしばらく時間をかけてやる必要があるとこのように考えておりますし、その民間の3社を相手の事業でございますので、なかなか民間は採算ということを考えれば容易に進出はしないという実態がありますので、そこらを行政としてどのように対応するかということ、今検討しておるところでございます。

それから、障害者自立支援法案についてでございます。国の動向に伴いまして、市としての取り組みの状況はということでございます。ご指摘のようにこの法案は前国会で成立の予定でございましたが、急遽衆議院が解散して廃案となったものでございます。総選挙後の秋の特別国会で再提出されることになれば、法の施行は来年の4月ごろとなる見込みでございます。本市といたしましては、特に独自の取り組みはいたしておりませんが、国や県の制度改正にかかる説明会等に担当者を出席させ、施行に向けて事務処理等の諸準備を始めているところでございます。障害者自立支援法の今後どのような対応をいつごろまで行うかと、こういうことでございます。

今後の対応でございますが、法案は身体、知的、精神の3障害で別々でございました、福祉サービスを一元化し、利用する福祉サービスの量に応じて障害者に原則1割の自己負担を求め、施設通所者サービスでの食費などは実費負担とされますことから、障害が重い人ほど負担が増えることになるわけでございます。新年度までには、準備する主なものといたしましては、支援費システムから自立支援法用システムへの改修と、3障害にかかる台帳の作成、障害程度区分決定にかかる認定審査会の設置準備、サービス利用者及び新規利用者を訪問調査しての、認定及び支給決定、制度改正による障害者や家族関係者に対する情報提供と説明会の開催等、制度改正でございますので事務処理を含め早急に対応及び準備を進める必要があると考えております。

次に、協働のまちづくりという視点にたった各種委員会、協議会の機能向上ということでございます。市民と協働のまちづくりを実現するために、また、それぞれに実施機関、組織の行政目的の達成を目指して各種委員会をはじめ、審議会及び協議会等の委員として各会、各層の市民の皆さんにかかわっていただくことにより、広く建設的な意見を伺うこと、また、ともにさまざまな取り組みに参画していただき、市民の意向を可能な限り反映した政策展開を図ることを念頭に民間の委員を選任及び任命をいたしております。各委員の選任及び任命にあたりましては、委員として適材か否かを十分に検討させていただいておりますが、当該委員の任務遂行上に必要な情報や知識を得ていただくための研修会等への参加は必要と考えております。なお、非常勤特別職員として、位置づけております各種委員等、委員の氏名につきましては、その就任時などに、市広報紙などによって公表をいたしておるところでございます。また、会議録等につきましては審議の過程で

の自由な意見交換の保障という観点から、すべてを公開することはいかがかと思われませんが、経過報告など、手法に工夫をいたしまして、公表に務めてまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントの導入についてということでございます。現在本市におきましては、支所懇談会をはじめ、各種の懇談会の開催というかたちで、市民の皆さんの生の声を聞かせていただく会を設けております。協働のまちづくりを進めていく上におきまして、この取り組みはすべての政策展開の基本であると認識しておりますので、今後も大切にしていまいりたいと考えております。なお、高度情報化社会の中にあつて、時期を問わず市民からのご意見をいただくことが可能なホームページの活用につきましても、効果的であると思っておりますのでこのことを含め今後手法について検討してまいりたいと考えておるところでございます。ただ、ホームページの書き込みなど、インターネットによる手法については、一方的な主張や匿名での中傷など、問題も非常に多い状況でございますので、慎重に対応して検討してまいりたいと思っております。

次に、委員会などの議事録や委員会名簿のホームページでの公開についてというご質問でございます。このことにつきましては、行政の透明性の向上という観点から、議員からご指摘の主旨は十分に理解しております。各種委員会の委員の名簿公開につきましては、先ほども申し上げましたように、就任時等に市広報紙などによって公表周知をはかっておりますことから、特段の問題はないものと考えております。

次に議事録の公開につきましては、委員会などで、自由な意見交換の保障という観点から、また、真に活発な有益な議論を求める際には、あえて非公開ということも効果的であるという面もございましてことから、会合の性格を考慮し、公開が有効と認められるものから順次取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、明木議員からの答弁にさせていただきます。

松 浦 議 長

以上で、市長答弁を終わります。

再質問がありますか。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

明 木 議 員

はい。まず、情報過疎における市民レベルを含んだ検討委員会を来年度から計画をする予定になっているということなんで、それについてはひとつ早い段階でよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、光ケーブルの広域ネットワーク光ケーブルの民間活用、利用についてですけど、開放を検討していくということなんですけど、今までまず、検討されなかったのかどうかということですね。そこが問題になってくると思います。確かに、公共性の高い事業であり、ものであり、公共性をセキュリティの問題等が非常にあるんだというふうに、今の答弁で感じられるわけですけど、例えば、こちらの総務省

が出して、平成15年12月16日、地域情報化の課題ということでですね、出しとるわけなんですけど、こちらを見ますとですね、福島県原町市、そこには既にその段階で幹線網として、平成13年度に整備した地域インフラネット光ケーブル活用を利用していると、加入者の家にこれを引き込んだわけですね。これは家庭です。先ほど言われてましたように、セキュリティの問題については回避が可能だというふうに思います。また、こちらにあります、こちらは、平成16年7月7日に出されてますけど、これも無線ブロードバンドの関係なんですけど、これも、総務省の方から出とるわけなんですけどここでもやはり光ファイバーを開放、地方公共団体が整備した光ファイバー等の開放ということが位置づけられております。また、松山市のブロードバンドの方についても、これも早い段階で、2004年7月7日には、もうこういうふうに発表できる段階の整備方針が出されているわけです、今のやはり開放等を今から検討していくというのは非常に遅れてるといふふうに考えます。今までやはり、光ケーブルをですね、敷設されて相当な日にちがたってるわけですね。その中で、それらを考慮した上での敷設また整備は必要だったんじゃないかなというふうに考えますし、それを早い段階でしていただきたいと思いますが、今後、今言われた開放を検討していくということであれば、いつごろからそれを検討して、いつごろには、その結果を出せるのか具体的に答弁をいただきたいと思います。

携帯電話の圏外ゾーンについてなんですけど、確かに、民間3社という採算主義の企業による対応は非常に遅れていると思います。しかしながら、例えば、窓に貼り付けるようなアンテナがあるのはご存知でしょうか。民間企業が一時、配布をしていたものがあるんですけど、現在は配布をされなくなったということを知っているんですけど、窓に貼り付けると、受信感度がよくなり、例えば、圏外、もしくはぎりぎりの圏外ゾーンであれば、対応が可能ということがあります。そのあたりを今、民間の方では、それをつくられてるかどうかわかりませんが、そのあたりであれば予算的にも非常に安価である程度の対応ができるんじゃないかなというふうに考えますが、どのようにお考えでしょうか。

協働のまちづくり、住民主体ということで、研修会等の参加を呼びかけていくということなんですけど、適材適所ということで選ばれてます。そんな中で、例えば、選ばれた方が選ぶ方を執行部の方ではそういうふうに考えられても、選ばれた方はそうは思っていないかもしれません。選ばれたからそれを断るわけにはいかないというふうに考えられますので、やはり、事前の調査をするなり、本当に対応できる方をしっかりと選んでいただき、十分その方がその団体組織、または、それらの周りの方々から、意見を十分吸い上げそれを委員会に持っているような、構造にさせていただくことが大切ではないかなと考えます。その

上で、先ほども言わせていただきましたように、市民の公表が必要だというふうに考えております。それはなぜかと言いますと、そこへ持って行って誰が委員か、例えば市民の中ではどの方がそういう委員になられたのか意見を言いたいんだけどわからんとかいうことを耳にします。そういうことがありますので、公表については、ぜひ広報紙だけでなく、ホームページ等での公表も行っていたいただきたいと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

その参考例としましては、僕がこないだ非常にびっくりするとともに、進んだなというふうに感じたことがひとつありました。それは、ちょっと資料が出てきませんが、教育委員会で取り組まれています通学区域弾力委員会の内容についてです。これはホームページ上で概要及び委員名、そして議事録等がですね、すべて公表されてます。これをぜひ参考にさせていただいて、これからは委員会の内容をどんどんホームページにアップしていただくことをお願いいたします。そのあたりについて、先ほども言われましたけど、確かに途中で公表するといろんなことが問題が出る可能性もあると言われましたけど、よい意見も出る可能性もあります。悪い方向ばかり見てると、前には進みません。やはり、いいものを探していくことが大事じゃないかというふうに考えます。そのあたりもう一度ご見解をお聞きしたいと思います。

障害者自立支援法についてですけど、今からの取り組みについては台帳等調べていく、情報提供等というふうにありましたけど、実際にこの支援法が動き出すと、今、障害者の方が障害基礎年金、例えば、2級で6万6千円というのがあります。給料というのは月に作業所で働いて、2千円くらいから多くて2万円くらいの範囲なんです。月収がすべてで8万6千円くらいの中で、生活をしていこうとしている。その中にこの施行により、非常に苦しい環境になるというのは間違いないと思います。こういう内容についても勉強会が先日福祉保健部の方の主催ということで、吉田人権会館の方で行われたと思うんですけど、そのときは、安芸高田地区研修会ということで、育成会事務局長の若狭さんが来られて講演をされたわけですね。そのときに参加されてるメンバーを見ますと、民生委員の方がほとんどではなかったかなというふうに考えます。確かに、有線等では呼びかけられてましたけど、本当にそれだけでいいのか。また、その内容についてなんですけど、このグランドデザイナーについて国の財政が厳しいからという方向性での説明が行われました。本当に障害者に対してのどのようなものであるかということがもう少し講演会の中では欠けてたような気がします。もっともっと、障害者の立場に立った施策も必要でないかなあと考えられます。

そこで、まだ、ほかの地域については、1月くらいから既に情報公開ということでどんどんどんどん市民または町民等について他町村

は取り組んでいるわけですね、この内容について、しかしなんでこんなに安芸高田市が遅れてるのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

松 浦 議 長

以上、答弁によってはまた再々質問させていただきます。  
再質問についての答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。  
情報過疎の問題についての光ケーブル等の民間との関係でございますが、御存知のように合併前の安芸たかた広域連合で幹線についてはもう既に、光ケーブルを引いておるところでございます。公共施設等へ。そこから先端がまだいっとらんと、こういうことでございまして。聞くところによりますと、これを全部やれば、末端までかなりの予算がかかると、まあ50億はかかるだろうと、こういうことでございます。したがって、実際に末端までその光を引いた時に、どなたが利用されるかという問題があるわけですね。1軒1軒全部引くということになりますと、実際には利用されない家庭も、引いていくという問題があるわけでございます。

したがって、今、考えておるのは、その光ケーブルを引いた末端の基地から今度は電波で届かしていくと、こういう方法。これは後ほどまた、担当部長の方から話をしていきますが、現在それを今考えておると。しかし、電波で届かず方法でも、何人加入していただくかということをお先につかんでおくと、その内にはせっかく光が来ても、使うものはおりゃあせんと。こういう家庭がかなり出てくるのではないだろうかと、いうことがあるわけでございます。そうは言いながら、企業等では早くそれをやってもらいたいと、こういうご希望もあるわけでございますので、ここらを検討、今検討中でございまして、ちょっと、その経過については、また担当部長の方からご報告をしていきたいとこのように思います。

携帯電話が通じない地域についての問題は、先ほども答弁申し上げましたように、非常に難しい問題で、これは民間の企業に頼るしか方法がないということでございまして、民間の企業はやはり営業をやっておりますので、効率の悪いところへは、やっぱり引かないという問題があるんで、非常に難しい問題でございます。

それから障害者自立支援法が、先般の国会では流れたわけでございますが、これは次の国会で恐らく通ると思いますので、これに対応する、十分住民対応については、ご指摘のとおり、今後徹底をしていきたいと、このように考えるわけでございますが、方向としては、結局国の財政も苦しいということから、市民にある程度負担を求めるといふ方向の法案であるようでございますので、我々としても対応をしていく必要があるとこのように考えております。今までのご指摘のようにやってはおるわけでございますが、まだ、十分徹底しとらんといふご意見でございますので、そのことは受け止めてまいりたいという

ように思います。

この委員会の協議の委員の公表等についても、広報紙だけでなしに、ホームページでもというご意見がございましたので、それは今後検討させていただきたいとこのように考えておるところでございます。また、その委員会の議論の内容のすべてを公表するという問題については、いろいろ委員会の性格上、自由な論議をいただくということも必要な場合もありますので、そこらは、原則的には公表の時代でございますので、そういう方向で検討して、これはやはり、ちょっとまだ公表するには早いと、もう少し議論が煮詰まって公表するところという時期をタイミングを見計らっていく必要があるとこのように考えておるところでございます。また詳しい点については、先ほど申し上げましたように、担当部長の方からまたご報告申し上げます。

松 浦 議 長  
田丸自治振興部長

自治振興部長、田丸孝二君。

それでは私の方から、情報化に関するご質問につきまして補足の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、光ケーブルの民間への開放の問題でありますけども、基本的には制度的としては、開放が可能だということではございますけども、市長が申しあげましたように、例えば何でもかんでも開放ということはいかなるものだろうかというふうなことがひとつあります。例えば、民間の事業者は、いわゆる採算に合う美味しいところ取りだけをして、そして周辺地域には、それをしないで、済ませるということも考えられるわけでございますので、市としましては、やはり、公共性のやはり高いという見極めがまず必要なのではなからうかというふうに思っています。具体的に考えてみますと、例えば、先ほど委員からご指摘がございましたように、吉田の可愛、それから、対岸の竹原等の地域につきましては、近くの学校まで、光ファイバーが行っておりますので、そこから先を無線でということで、それを民間事業者がするというのであれば、それはそうしたADSLがいない地域を他の地域と同水準にしていくという極めて高い公共性がございますので、そういった場合には、当然お返しをするということになるんだらうというふうに考えています。これにつきましては、高宮もしくは川根等々の地域においても、そのようなことが考えられるんだらうというふうに思います。反対に、この吉田の地域の中だけで、それを対象にして、光ファイバーを貸して欲しいということであれば、それはまたいかなるものなんだらうかということであろうというふうに考えております。

したがって、現在部内の中で、本部をつくりそして、検討委員会をつくっておりますけども、地域の情報化ということの中では、そのように民間の事業者にお願いをするという手法とそれから、私どものとこの市で、いわゆるそういったものを整備するという2つの方法がございまして、そういう意味では、民間に開放するという手法の中には、いわゆるIRUというふうに言いますが、光ファイバーを民間に

貸すということを前提にして検討しているということでございますので、具体の中で、対応をさしていただきたいというふうに考えております。

それから、携帯電話の通話圏外の問題でございますけども、先ほど市長申し上げましたように、非常に難しい問題が民間事業者にさすということについてはございます。具体的には、市長申し上げましたように、一般的に要望書をあげても、残念ながら相手にしていただけないというのが現実でございます。したがって、未通話区域の人口、世帯、公共施設の有無、それから、観光スポット、来場者層の有無等々、いわゆるそこに中継塔を建てると、何人の方が利用可能なのかというところを、やはり、実は提案をしていかないとなかなか難しいというのが現実であります。一説に言われておりますのは、通常私たちが現在安芸高田市で使っている携帯電話、これを確保するために、中継塔1基建てますと、約1億だと言われます。それから、第3世代ということで、動画が入る中継塔を建てていくということになりますと、これは大体2億から3億というふうなことを言われております。そういった意味では、現在の通話ができる環境を整備していくためには、ひとつの中継塔あたり最低100人以上、いわゆるその携帯電話の会社に参加していただかなきゃいけないというふうな状況等もございまして、そういった意味では、しっかりした調査をして、具体的なやはり優先順位をつけた要望というものをしていかなざる得ないんだらうというふうに考えております。そういった現在準備等しておりますので、もう少しお待ちをいただきたいというふうに思います。以上であります。

それから、窓に貼り付けるアンテナについては、ご提案ございましたので、早速、調査をさせていただきたいというふうに思います。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

明木議員

議長。

松浦議長

1番、明木一悦君。

明木議員

まず、委員公表とかその内容について不適切かどうかということなんですが、内容をちょっと持ってこなかったんですけど、ここに先ほど言いましたように、安芸高田市通学区地域弾力化検討委員会というので、この中の内容にはですね、協議内容、審議内容等、すべて載っています。ただ、委員の名前、だれが発言したかということは、全く伏せてありますので、そういうかたちであれば、公表できるのではないかなというふうに考えます。また、その、委員会の委員なんですけど、確かに、適材適所にそういう委員を任命されてるということなんですけど、やはりですね、いろんな市町村、県においてもですね、公募というかたちをとられているところが多いです。是非、公募の枠も、以前からこれは申し上げておりますけど、とっていただいて、やっば

り、そういう意識を持った人をどんどん活用していくことが大事じゃないかなというふうに考えますがどのようにお考えかお伺いします。

続きまして、先ほどの、障害者自立支援法についてなんですけど、先ほど市長の方からも言われましたけど、この法案は基本的な方向性としてですね、身体障害者福祉法、また、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法等、4つぐらいの障害者施策を一本化する方向のものでですね。その中で、やはり、安芸高田市としてですね、今後取り組んでいく必要があると思うのは、また、課題であるというふうに感じることは、地域の支援のあり方、就業支援や社会環境整備、それらが重要な課題であるというふうに考えられます。

そこで、ひとつ、ご提案をさせていただきたいと思いますが、例えば、ここでは仮称とさせていただきますけど、障害者支援協働ネットワークというような整備ですね。それはどのようなものかと言いますと、福祉保健部、また、社協、ハローワーク、民生委員、また、それらを実施している事業所等が連携をはかり、包括的な支援のできる障害者支援システム協働ネットワーク、このようなものを設置し、生活面や就労面のサポート、縦型から平らな展開をされた平面展開をされたネットワークの構築がやはり、関連部局や市民など、一層のサポート体制ができ、それによる障害者支援が可能になってくるのではないかと思いますけど、市長また福祉保健部長はどのようにお考えかお伺いいたします。

続きまして、先ほどの答弁の中でありました、光ネットワークの活用ということでありましたけど、確かに予算がかかります。しかしながら、先ほども取り組みが遅いのではないかというのは、国からのよく歩合の良い予算がようあるということで、市長の方からもいろんな話を聞きますけど、そういう予算がたくさん今まであったんですね。それらの活用は、ちょっと遅れてるんで、だんだんとなくなっていくということもお聞きしております。ぜひ、まだそのようなよい補助金等がまだまだあると思いますので、その辺を考慮してですね、ぜひ検討していただきたい。また、この分についてはやはり、受益者負担というのをしっかりと考えるべきだというふうに考えます。確かに利用者等何人おるかわからんからということですけど、そのニーズ等その人達は必要としてるわけですから、受益者負担も必要ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。また、先ほど言われましたように、光の先は無線化してそれを民間に活用さすということですけど非常にこれは、これからの安芸高田にしておける、企業的なことによる活性化も可能だというふうに感じられます。このあたり、産業振興部長はどのようにお考えなのか、これを例えば、企業として展開するようなことを商工会等に発信していくようなお考えはないかどうかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。



松 浦 議 長

ただ今の再々質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

光ケーブルの問題については、現在も真剣に今検討しておるところでございます。担当部長の方から、もうちょっとお答えをさせていただきたいとこのように思います。

それから、障害者自立支援法についてですが、まだ法律が決まっておらんという段階でそれぞれ想定した準備をしていかにゃあいけんということでございますが、福祉保健部の方としても協働ネットワークといいますか、その行政の縦割りの補助金等が出てきたんですが、今までありよったんですが、今後はやっぱり横の広がり、議員おっしゃるように、横の広がりをもったボランティア組織の育成ということが大事な時期にきておるのではなからうかと思えます。もしそういうような例でもありましたら、また福祉保健部の方から、また報告をさせていただきたいと思えますし、今までの経過についてもありましたら状況の報告をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

また、その議事録をどこまで公開するかという問題もですね、先ほど来申し上げておりますように、やはり慎重にやっていかにゃあいけん問題もございませうし、先ほど学校の校区の弾力化という問題についても、そのインターネットで発表するまでは、その前があったわけですね、いろいろ論議をする段階が、ええ悪いというような論議を。やはりそこらは、ある程度は自由にしながら方向が出た段階で公表するといえますか、そこらが、行政としても配慮せにゃあいけんところがありますので、方向としては議員おっしゃる方向で今後検討していきたいとこのように考えておるところでございます。

松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

それでは明木議員さんの、再質問でございますけれども、確かに障害者の方は地域でみんなで支えて自立した生活をしていただきためには、就労の場とか地域での皆さんの理解も大変必要かと思っております。そうしたかたちの中で、ボランティアさんの養成につきましているいろいろと障害者の方に、支援をしていくためのボランティアさんの養成、手話講座とか、要約筆記とか、そうしたかたちのボランティアさんの養成についても取り組みをしております。そうした中でただ今言われました、障害者の方の協働のネットワークというかたちのものですね、これについて今、本当、今検討に入ろうというかたちで取り組みに入ったところでございます。そういうことで、障害者の方が本当に地域で地域の皆さんと同じようなかたちで、生活を支えてあげるといふかたちのものをその地域の方にしっかり理解していただく啓発も必要かと思っております。

そういうことで、今後もこの法案がまた成立しました暁には、それ

に沿った形での取り組みもしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

松浦議長

引き続きまして産業振興部長 清水馨君。  
答弁を求めます。

清水産業振興部長

安芸高田市におきましても、昨年来、商工関係と行政とで産業振興機構の立ち上げも検討し、本年から産業活動支援センターという名称で、国の補助を受けて、特に商工業についての部門についての支援をしていこうということで、組織を立ち上げて現在活動しております。こういったセンターを中心としながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

松浦議長

続きまして自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

情報化に伴います補助金の制度にも触れていただきましたけども、実はブロードバンド0を目指してということで、国の方も来年度交付金というふうな現在検討しているようでございますので、そういったことも活用しながら、対応していきたいというふうに思います。

また、合併後のいわゆる均衡ある発展ということで例えば、ADS Lがいてない地域等々をいわゆるそういった環境にもっていくということは、いわゆる均衡ある発展に資するというかたちになりますので、そういった意味では補助金では、合併特例債を使いませんけども、行政が仮に事業を行うということであれば、合併特例債も使える環境にあるだろうというふうに判断しておりますので、そういったところもしっかり検討をさせていただいて、財政的にも有利な方向で進めていきたいというふうに考えております。また受益者負担の問題でございますが、これは、こういった事業というのは自立して経営されるべきだというふうに考えておりますので、当然、民間がやっております加入負担金もしくは通話料等々に対応することにつきましては、仮に行政が設置するという場合においても、当然いただいて自立した運営が可能になるようにしていくべきだというふうに考えております。

以上であります。

松浦議長

以上で、明木一悦君の質問を終わります。  
この際11時20分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時 8分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩前に引き続きまして再開いたします。  
続いて、通告がありましたので発言を許します。  
2番 秋田雅朝君。

秋田議員

議長。2番、政友会の秋田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。私は、先に通告いたしております、次世代を担う子どもたちの教育について2点ほどお伺ひいたします。

まず、県立高等学校の通学区全廃についてでございます。

県教委は5月に、全日制普通科60校に適用している6つの通学区を2006年度から廃止して、全県一円にすることを決定されました。

全国では東京など8都県が実施していますが、中国5県では初めての試みです。経緯として、中学、高校の各校長先生や学識経験者と県教委が協議を重ねられ、県高校教育改革推進協議会の答申に沿って学区廃止に踏みきられ、このことは生徒の個性や能力に応じ、主体的に学校を選択できるようにするのが主たる目的としていて関係者からは選択の幅が広がると歓迎する声の一方で、学校統廃合の加速などを懸念する意見もあるそうです。

2003年度には、他学区からの入学限度枠を、5%から30%に緩和し、事実上は全県一円化に近い状態になっていたとの意見もあり教育現場の激変はないとの見方もございます。

県教委教育長は、生徒がより自分にふさわしい進路が選択できるようになり、特色ある学校づくりの環境整備を進めるという考えを示され、再編整備のためではないと明言されています。

しかし、先行地の東京都では、進学校の入学倍率が学区廃止後上昇傾向になり本県でも学校間の格差が広がる可能性があり、都市部に多く入学者が流れ今以上の教育過疎を生じて、保護者の経済的負担がかかるようになってはとの心配がございます。学区廃止が本市等、中山間地域の高校の統廃合につながるのでは、という懸念があり少子化時代の進行の中で今後の本市の取り組み、ご見解をお伺いします。

次に、義務教育改革の一環として検討されている全国学力テストについてでございます。

これは2006年度に、システム開発、問題作成などの実施準備経費を盛り込んだ概算要求をし、対象を小学6年、中学3年として2007年度実施を目指しているものであります。

完全学校週5日制、ゆとり教育の目玉、総合的な学習の時間の導入のもと、学力低下が叫ばれていた中、本年4月、文部科学省は2004年1月から2月に全国の小学5年生から中学3年生まで約45万人を対象とした学力テスト、教育課程実施状況調査の結果を公表いたしました。

2002年と同じ問題で、正答率が全体に上昇、大半の教科で前回は上回り学力は2年前より改善されたと公表いたしました。テストに参加したのは、全5,6年生の8%、全中学生の8%でございました。

結果として、学力低下に若干の歯止めがかかったとはございますが、学力低下批判に直接さらされていた学校現場では、基礎基本の徹底を急ぎ、テストの点数を上げるため、ドリル学習など反復練習に割く時間を増やしたと語る教員は少なくないとあります。

そうした中で、2007年度実施を検討されている全国学力テスト

は個々の子どもの学習到達度を把握するということを実施理由にあげ、学力向上のため子どもたちに競争意識を持たせることが必要という意向が強く働いていて、同一学年の子どもすべてに一律の試験を課すことを想定していて、全員調査では、理論上全ての参加者の順位が判明し、結果として各学校が特定の物差しだけで序列化される要素があると思います。

過去において中学2、3年生を対象に、全員調査を実施され学校間の競争をおおるとの批判を受け、廃止された経緯のあるテストであり、一方で、文部科学省の意識調査では、保護者の約6割の方がこのテストの実施を望むとの結果が出ている状況でございます。

本市の取り組み、対応についてご見解を伺います。なお、再質問については自席にて行わせていただきます。

松浦議長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

はい、議長。ただ今の秋田議員の質問にお答えをいたします。

地元の高等学校を思い、地元の子どものための教育についての、熱い思いでご質問されたものと受け止めておりますが、県立学校の通学区域全廃実施にあたりましては、1つは先ほども話ございましたが、中学生が自らの個性や能力に基づいて、よりふさわしい進路が選択できるように、学校の選択幅を広げる必要があること。

2つ目は、特に町村合併により地域により選択できる学校数に差が生じてきており、この差を早期に解消する必要があること。

3つ目は、通学区域拡大後のアンケートにおいても、高校選択の理由に高校の特色や実績に関するものを過半数があげており高校生自身が、通学区域の拡大を肯定的にとらまえているということ等があると聞いております。全県一元化は生徒がその能力、適正、興味関心、進路希望等によって、高校を選択できるようにするために実施するものであり、高校再編が目的とはとらまえておりません。ただし、このことによりまして県立高校はより一層特色ある学校づくりを推進し、魅力ある学校として、生徒保護者の指示が得られるよう努める必要があると考えております。高校の自助努力と同時に地元教育行政、中学校としても、生徒の適正進学指導という視点での指導と併せて、地元高校は進めておる特色づくりをより積極的に生徒保護者にアピールしていただくとともに、教育委員会といたしましても、県立学校が活力を持って地元の教育に貢献してくれるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、全国学力テストの取り組みと対応についての質問でございますが、全国学力テストの実施の意義は2点あると考えております。

1点目は子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し、その結果を学力向上の取り組みに活かすということであり、もう少し詳しく説明を加えますと、学力テストの結果を分析することによって、1人

1人の子どもの課題、あるいは成果、また、教師自身の授業における指導の課題も見えてまいります。そのことをもとに、授業改善をはかり子どもたちの学習に返していくことが大切であると考えております。

2点目は、全国との比較により、客観的に学力の定着状況を知ることとあります。全国的な視野で各学校の学力をとらまえることにより、教育の自立への動機付けにしていくことが重要であると考えております。安芸高田市内の学校は、それぞれ達成目標を掲げてマネージメントサイクルによる学校経営改革を推進をしております。学力についても目標を掲げその達成のための授業改善等の取り組みをしてまいっております。本当に力がついているのか、学力テスト等により結果を把握し、さらに改善計画をたてて取り組みを推進していく努力をしております。

したがって、実施にあたっては各学校が、特定の物差しだけで他の学校と比較され、序列化されることがないように自分たちの実践の評価としていくことを重視するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

秋 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

2番 秋田雅朝君。

秋 田 議 員

まず、全県一元化の件についてでございますが、教育長さんの答弁にございましたように、各高校が特色ある学校づくりをまず求められます。そうした中で全県一元化ということは、少子化時代の中にあつて、各高校間での特色づくりを競わせるという言い方はちょっと語弊があるかもわかりませんが、各学校の特色づくりをそれぞれが取り組んでいくと、いわゆる選ばれる学校として存在感を高校側に求める改革となるものだと思われまます。また、各高校が危機感を持ってですね、学校経営にあたられることは、時代の流れとなっているのではないかという考えも私は持っております。

全県からの評価に堪え学力だけに留まらない幅広い特色を見いだしていただくことを強く高校側に望むものでございますが、本市の教育方針等、先ほど、教育長さんは、中学校での適正進学指導というかたちをとるということも明言なされましたけども、教育関係者として、高校教育に対して本市において、どのあたりまで、あるいは、どういったことを要求、要望できるのかということをお伺いするとともに、もう1点、教育長さんとされましては、10年先、5年先とは言わず、10年先、市内には3校の高校がございますけども、このあたりはこの通学区域に全県化に限らず、どういったかたちであると思われているかご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

それから、学力テストについてでございますが、やはり、答弁いた

だいたようにこれは、競争意識だけではなくて各子ども個人の能力、そこを見極めるといいますか、そこらあたりを重点的にやっていくもんだと思われるものなんでしょうが、文部省が2001年度以降、約1割を抽出した教育課程実施状況調査ですね、これもテストです。を、随時行ってこられましたけど、これは、学校別の成績公表や、都道府県間の比較はしてないと伺っておりますが、今回予定検討されている全国テストでは、これは経済財政諮問会議等の中でのご意見だったと思いますけども学校評価のために、全国学力調査は実施して学校間の競争を促進するという市場原理と申しましょうか、そういうものを導入してそういった立場から、実施を求められていると伺っております。テスト実施の取り組みにあたっては保護者の方にはその主旨、効果等をはっきり伝えていただき、確固たる信念を持って、取り組んでいただきたいと思いますが、そこらあたりの見解をお伺いしたいと思います。

松浦議長

再質問についての答弁を求めます。

佐藤教育長

教育長 佐藤勝君。

それでは、先ほどの再質問について、お答えをしたいと思います。

まず、学力だけでなしに特色ある学校づくりについてどのように考えるかということではありますが、まず、安芸高田市の場合を考えてみました時に、夢と志を持った活力ある子どもをつくりたいというのが安芸高田市の教育にかかります目標であります。その中で一番重視しておりますのは、知、徳、体の基礎基本の徹底ということでございまして、学力だけを上げてはおりません。学力だけでなしに、夢と志を持って頑張れる子どもということと、体力と、心と、いう3つを併せて目標としとるわけでありまして、県立学校の多くの学校の中には、いろんな学校がございまして、1つは、進学を目標にして東大あるいは国立大学、市立大学等へ含めて何%合格させるかという目標を掲げておる学校もございまして、また逆に、就職率を100%にするんだと就職希望を100%かなえる学校にするんだということで、頑張っておる学校もあります。また、スポーツを通し心と体を鍛えて社会に出た時に、立派に社会人として生きる力を養うんだということで頑張っておる高等学校もあります。私は、安芸高田市の市内の学校に3校ございましてけれども、それぞれの学校が校長を中心に、自分の学校はどのような学校にして、安芸高田市内の生徒はもとより市外からも来てもらえるような学校になりたいという希望を夢をもって、学校経営に携わってもらえるように支援をしてまいりたい。そのときには相談にも来てもらいたい。設置者が県立であり、私は市立の学校の教育の行政の責任者でありますから、市立の学校の責任者が地元の学校であるからといって、設置者が違う中でなかなか行って話をするのは難しい。しかし、地元民の要望につきましては積極的にお伝えをしていきたいと思っております。

また、学校間の連携につきましては中高の校長会の連絡会議、これも持っておりますし、さらに小中高の校長会の連携ということも図っております。進路指導の担当者も、それぞれ高等学校中学校で話し合いをする中で、地元の生徒が本当に夢を持って地元の高等学校へ行かれるように、双方力を発揮していくように教育長として支援をしてまいりたいと、このように思っております。10年先がどうなるか、これは高等学校がどれくらい努力していくかということに係っておると思います。今は1学年20数名の学校もありますけれども、そこがアイデアを持ってこうやるから中学校の方へ来てもらいたいということを積極的に言うてくれるならば行くでしょう。夢がなかったならば、やっぱり保護者も生徒も行くことはなかなかかなわんと思うんです。地元だからということで行かせるということは、保護者の理解をしてもらえると私は思っております。ただ、県立学校の方へ何か要望があるかという話がございましたので、話をしましたのは都市部だけの県立学校に目を向けるのではなく、物的にも人的にも地域の学校、どこも県立学校は同じだからそこについての配慮を十分にお願したいということの話をしています。

次に学力問題についての話をさせてもらいたいと思います。先ほど、話がありましたように私も、秋田議員さんが言われるようにそれぞれの学校の個々の子どもの力を発揮させるためにやるんだということについては同じでございます。同じでございますがいろんなスケールをもってですね、学力をついとるかついてないかということをやったのでは、それぞれのスケールの、違いますからどの程度学力がついとるかということについては、私は、はっきりきとしないと思うんですね。ある程度、一定した1つのスケールで持ってはかって初めて、学力がついてるかついてないかということにはわかると思うんです。ただ、そのときに冒頭申し上げましたように知、徳、体の徹底ということで、学力だけで、その学校を評価したりあるいは個人を評価するということは、私は間違いだと思います。ひとつのスケールでもって自分の学校がどの位置にあるのか、ということをしっかり見極めてなぜそうなったのか、極端に言いますと平均点が全国では60点なのにうちの学校は、30点以下の子どもが何%、なんでそうなるのか。平均点と同じくらいの学校にしようと思ったら30点以下の子どもに底上げをするということが一番達成しやすいわけですし、そのためには指導方法の工夫改善ということに取り組まなくてはならない。それがまさに教育改革であるし授業改革だと私は受け止めております。

したがって、基礎基本定着状況調査、広島県も実施しておりますが、そのことについても同じように指導しているのが現実でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長  
秋 田 議 員  
松 浦 議 長  
秋 田 議 員

以上で答弁を終わります。再々質問がありますか。

議長。

はい。2番 秋田雅朝君。

はい。確かに教育長さんおっしゃりますように、僕も学力重視の形の高校であってはならないという気持ちは持っております。先ほど、少し再質問の方で、高校のことの方を質問させていただいたのはやはり、そのことだけではないんですけども、ともかく少子化の中での安芸高田市内の3校の高校のあり方です。ここらあたりのところは保護者の方もかなり心配されている部分があり、これは即学力とは関係あると私も思っていないんですけども、そこらあたりは、今回先ほど話をさせていただきましたように、全県下になった時には急速にそういう加速、要するに都市部に流れていくという傾向などが加速するんじゃないかと、それは、本当に受験の方で話をしてはいけないんでしょうけども昨年県内の2005年度の短大、あるいは大学等の進学率などはこの間、新聞に出てました過去最高の53.6%と、全国で4位になっておるような状況でございます。本県が。これは過去の52.4%ということを大きく上回って県教委として、この要素はやはり学力が向上したんだ、進路指導の成果が表れあるいは少子化によって大学の門が広がったと、これはもう、考えてみたらずっと小中高大と子どもが少なくなっていくという現実の中で、避けて通れない現実だと思っております。

ともかく、その僕が一番懸念するのが、市内にはやはり3つの学校が残っていただきたいし決して今なくなるという観点のもとで話して行くんじゃないんですけども、そういった懸念は誰しも、保護者の方、市内の方あると思われま。そういった中で、じゃあどうしていくかということになると、やはり、先手を打つと申しましようか、先ほど来話をしております、特色ある学校づくりというのがなかなかそこに結びつかないんですけども、結びつけなきゃいけないじゃないかと私は考えております。それとテストの話をさせていただいたのは、やはりその進学率も含めてですけども、ずっとそういう偏差値というか私たちが過去に味わった偏差値的な人間でございますけども、それをやはりやることは、せっかく今までやってきた生きる力を養うというゆとり教育においては少し違ってくると思うので、そういうことは決してないように終始徹底あるいは、しっかりした認識を持って取り組んでいかなくはいけないんじゃないんかということをお願いさせていただきました。そこらあたり大変、僕ここでそういうことを言うばかりなんですけども、厳しい問題だとは思いますが現実問題として考えたときの答弁をいただいて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

松 浦 議 長

再々質問に対して、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。



佐藤教育長

私が基本的に思っておりますのは、単なるテストの成績だけで、難しい難関校に入ったから人間として立派なんだということは、決して思っておりません。前にありましたように例のオウム真理教の事件がございましたけれども、難関校に入っておられる方がおりますが智恵をどのように使うかということはそれはその人の人間性でございますので、本当言いますと、人格の完成を目指す今の国の方針に基づきまして、知、徳、体の基礎基本の徹底を義務教育の段階では、ぜひともやっていたい。そして、義務の段階というエスカレーターを降りて、一端降りた時に躓かないようにそういうきちとしたものを持っていくことが生きる力につながると私は思っておりますので、義務教育の段階では知、徳、体の基礎基本の徹底ということを取り上げていく。そして、高等学校は高等学校で県立学校として、県の教育委員会の指導を受けながら地元になんか信頼される学校はどうあるべきかということを考えてもらいたいと思いますし、委員の皆さん方には地元の高等学校のいろんな活動について、関心を持って、ご理解いただいてご支援いただきたいとこのような次第と思っております。

以上でございます。

松浦議長

答弁を終わります。

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

時間がちょっと半端でありますので、次の質問は午後からにさせていただきます、1時まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時48分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

6番 川角一郎君。

川角委員

議長。6番の新政会、川角でございます。前もって通告をいたしております、4点について質問をさせていただきたいと思っております。

合併をいたしまして1年半が経過した中で、いくつかのそれ以後の問題点と申しますか、そこらがあると思っておりますのでそこらについて、ひとつ具体的に問題として質問をさせていただきますので、答弁の方もできるだけ具体的にですね、ご答弁をいただければというふうに思うわけでございます。

まず、1点目につきましては、本所における地域振興課ということがございますが、それについて合併して1年半経過した中で、先般の同僚議員からも吉田支所の設置はどうなのかというふうなお話もございましたが、やっぱり市長としては、吉田町には吉田にかかわる支所的機能は本庁の各部署が持っているんだというふうな答弁もあったように思うわけございまして、私も全く同感でありましてそのとおり

だというふうに思います。

しかし、地域振興課においてはいささか、現在不合理が出ておるんではないかというふうに思うのは、各支所にもそれぞれ地域振興課が置いてあるわけですが、その中の分掌を見ると、庁舎や文書、財産の管理とかですね、あるいは消防団との連携などというふうな非常に幅広い事業がそこで遂行されるようになって、たくさんの事業がございまして。

しかしながら本庁の地域振興課の状況を見ると、吉田町の総合的な窓口を見るんだとか、あるいは支所的機能も担うというふうなことはよくは聞くわけですが、さっきありましたように支所的機能は各部署が持っておるというようなことございまして、現実には本庁の地域振興課というのは、二人体制の中で組織しておるというようなことございまして、地域振興会ですね、これのサポートをしておるというのがほとんどの業務になっておるのではないかというふうに思います。そこら、やはり、吉田町の中での本庁の中でのですね、地域振興課ということである程度窓口をもっていくということになれば、各部各課との連絡協調、そして防災あたりにつきましても今までは若干の本庁と振興課の中の連絡協調というふうなのですね、ちょっとあったというふうに聞いたわけですが、今回の先般の災害があった場合には非常にそこらがスムーズに整理をされたと、いうふうなこともお聞きしたわけですが、やはり問題が起きればそのように一つ一つ片をつけていく必要があるというふうに思うわけですが、そこらの先般の経過なり、それから、今言いますように実際にこの振興課の果たす役割といたしますか、そこらがうまく機能しておるのかどうか、あるいは今後このままでいいとは考えておられるのか、そこらについてですね市長にお伺いをいたしたいと思います。

それから、2番目にはですね、これもちょっと小さいことなんですけど、花火大会と一心祭りの関係でございまして、今回はああして高田市の花火大会が土師ダムの湖畔で行われたということで、非常に私も見に行ったわけですが多くの観客で賑わい、大変大成功だったというふうに思います。

しかしながら、吉田町においては20年も30年も前から行われてきた一心祭りについてですが、歴史ある毛利元就にかかる盆踊りやあるいは一心節おどり等たくさんあるわけですが、昨年までそれが続けてきたわけですが、そのメインになったのも、最近では花火大会を併用したために非常に観客も増えてきておったという状況がございまして、合併してここにきましてですね、今年の場合はその花火大会が八千代の湖畔に行ったという中で、いつの間にか一心祭りはなくなってしまったという現状がおきたわけですが、そのことで、住民の方からも一体どうなっておるかというふうなことも聞いたわけですが、その都度、担当部とは話をしてまいりまし

たけれども、その状況がですね、今年の場合はこのように結果に終わったということになったわけでございます。

それで、今まで町としてもあるいは市としてもですね、何分かの関わりはこの祭りについては、とってきたというふうに思うわけなんで、実行委員会をつくっていくというような中で、対応はされるわけですが、やはり、ひとつの誘導といいますか、そこらのサポートというのは非常に大切なことではなからうかと、そうしないと今まで続いたいろんな行事なりそのような祭りがなくなっていくということは大変住民にとっては、不満があるのではなからうかというふうにも思います。一心祭りの時期が来るんでそろそろ練習しようるんじやが、いつですかいというふうな声がかんたんとある中で、その祭りがなくなったということは、憂慮すべき事態だろうというふうに思うわけですが、そこらの今の経緯と今後の方向づけについていろいろと考え方によれば、振興会に話を持っていくとか方法はあろうと思うんですが、そこら辺についての考え方をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

続きまして、3番目には福祉バスという言い方をしておるんですが、これは、ふれあい号という名前がついたのが2台あるわけですが、先般の支所別懇談会におきまして、住民の方からその質問をされたというふうに思います。その時には、合併したので各旧町の財産をそれぞれ持ち寄ったんだと、その中でそのふれあい号については本来の公用車として運行することになったというような答弁があって、その使用目的については学校を中心に使っていくんだと、あるいは、行政が直接携わる行事についてこれを使用してこうというふうにしておるんだということがございました。

合併以前のことを考えてみると、この取得した背景には各旧町によって、香典返しや篤志で購入されたふれあい号であるわけですが、これがここにきて学校行事等、市の直接行事ということで、非常に運用範囲が狭まったわけですが、そのために住民からもいろいろ、なんでそのように大きく目的が変わってくるのかというふうなことも、言われてきたわけですが、このことも今後、どのような形で現況がどうなっておるか、あるいはまた、今後これをどのように運用していく、今までとずっと同じでいくのかあるいは、そのような意見を踏まえて福祉関係へも少しでもこれを運用してこうという気があるのかないか、そこらもひとつお聞かせを頂ければというふうに思います。

それから、せっかく開設されております、西浦にございます温水プール等も、なかなかお年寄りの方が行く便利がないというふうなこともございますので、そこらを含めての交通網の整備、今いろんに検討は10月をもってされておるというふうなことは聞くわけですが、こ

れはあくまで基幹の路線だろうというふうに思うんですが、このことについてですね、ひとつどのようにお考えかということをお尋ねをいたしたいというふうに思います。

最後でございますが、これもちょっと具体的な質問になってくるわけですが、旧町におきましてはですね、市入りを中心に、子ども歌舞伎というのが、ずっと継承されてきておるわけでございます。この歴史もみますと、300年以上が経過しておるというふうなことが言われておるわけでございます。

この歌舞伎を執り行うにつきましては、指導者は、岡山県の奈義町の方から毎年ですね、泊まり込みで来ていただいて、そして、中学生を指導していただいとるというのが実態であるようでございます。吉田町において、残念ながら、今までなかなか指導者を育てないという面もでございます。

これにつきましては、そのような方法をとっておるために費用もかなりこれにかかってきておるというような状況がございます。この保存会あたりもですね、非常に資金面で現在は苦慮されておるという一面がございます。合併いたしまして、非常に財政難の中でですね、その補助金の方も、一律1割カットというのが続いているわけございまして、そのために今年あたりはいろいろ工夫はされた中で、赤字の運営となっておる実態もでございます。これを続けていくためには、やはり思うのにどうしても残していこうという行事については、少しでも傾斜的なひとつの考え方が必要じゃあないかというふうに思うわけでございますが、そこらについてどのようにお考えなのか。

今年も非常に炎天下の中で、多くの中学生が参加をして、それから一生懸命演技をし住民の皆さんとふれあうことというのは、非常に健全育成からの面からみても有意義な行事だろうと、このようなものをひとつでも継承していくことが今後大変必要であろうというふうに思うわけでございますので、そこらへ対するひとつの資金援助というものです。今後、どう考えていくのかというようなことはあるわけございまして、その点についても、お伺いをいたしたいと思うわけでございます。

非常に問題が端的であるわけでございますが、今のいろいろとそのような状況が発生しておることについての質問をさせていただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

はい、議長。

ただ今、4点についてご質問がございました。最後の子ども歌舞伎の問題については教育委員会の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

最初の地域振興についてでございます。議員ご指摘のとおり、支所

の地域振興課は、支所の総務課的な事務と地域振興に係る事務を担当しております。それから、支所の市民生活課は市民部と福祉保健部の関係の仕事をしておるわけでございます。また、支所の業務管理課は、産業振興部と建設部の機能を担当しておるわけでございます。つまり、支所は市長部局において所掌しております事務のうち、支所に与えられている権能を行っておるわけでございます。

一方、本庁にあります地域振興課は、地域振興に関わる事務のみを所掌しております。自治振興部の中にあるわけでございます。これは、合併当初、吉田に支所をといる吉田担当の支所が必要だという合併協議の中でやはり本庁の中に、また支所を置くというのはどうも、屋上屋を重ねる、それは理想としては、いいんですが、限られた人員の中で、事務をこなすということになれば、やはり、合理化も必要だということで、吉田の支所は置かないが、自治振興部の中に、吉田の課題に対応する地域振興課というのを置こうと、こういうことになったわけでございます。

したがって、本庁の地域振興課が支所の市民生活課とか業務管理課の所掌事務を含めた支所的機能を果たすことにはちょっと、無理があるとこういうことでございます。本庁の地域振興課が地域振興に関わる事務を所掌していることは、吉田町の多様な課題を把握し総合調整する機能を求められ、吉田町の市民の総合的な窓口としての機能を求められます。しかし、何でもかんでも地域振興課ということではなく、直接相談、要望できる事項は、それぞれの部とか課が本庁にございますので、そこを窓口にしていただきたいと、こういうことでございます。

本庁の地域振興課は、地域の住民自治組織に関する事、それから地域の振興に関する事、地域住民のまちづくり参画に関する事、地域の振興施設に関する事、地域のボランティア活動に関する事、まあ、ご指摘のように、吉田町内の地域振興会のお世話については、この吉田、自治振興部の中にあります地域振興課が担当していくと。その他に、どこの部にも属さない吉田の問題が出た場合は、やはり、地域振興課が対応すると、こういうことで特に、1年半を経まして昨年の台風災害等については、吉田地域は誰が担当するんという問題があったわけでございます。その時にも混乱はしたわけでありましたが、今回のご指摘のように台風の災害の対応については、もう窓口を自治振興部の中の地域振興課が吉田を担当するということになりまして、吉田の分団の分団長さんも、その地域振興課につめていただきまして、総合的に吉田町内の被害状況をそこで集約をして対応については、各課にまたそれを戻していくと、こういうようなその対応をしまして、この地域振興課の中に吉田の中の職員を数名配置いたしまして、災害対応して、これは私は昨年の教訓をもとにして、本年は大体軌道に乗ったというように、考えておるわけでございます。そういう意味での

今後改善すべき点は改善していきたいと、このように考えております。

それから、2番目の安芸高田市の花火大会についてでございますが、ご質問の主旨は、これまで吉田町で行ってきました一心祭りをどのように捉えているのか、ということであろうかと思えます。ご質問のように、合併までは吉田町において、一心祭りと併せて花火大会の花火の打上げを行っておられたわけでございますが、昨年、この花火の部分を市のイベントとして位置づけさせてもらっておったわけでございます。一心祭り実行委員会と協議をさせていただき、昨年からは安芸高田花火大会として、市内商工会青年部の皆さんを中心にした、昨年からの実行委員会を設けて企画運営を行っていたわけでございます。本年も、市内外から多くの観客のご来場をいただいたところでございます。なお、昨年、今年と、市内の多くの皆様にご支援ご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

したがって、一心祭りにつきましては、吉田地域の地域振興につながる行事として、ぜひ継続していただければと考えており、市においてもできるだけのご支援をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この、市内の商工会青年部を中心にした、実行委員会が、花火大会を運営しておったということでございます。今年は、その実行委員会において、土師ダムで行うとこのような、決定をされました。市もいくらか関わりをもってありまして財政的にはかなりの支援をしてきたわけでございますが、そういうような経緯で、土師ダムへ移転したということで、こういふことで、今まで、吉田町で花火と一心祭りがセットで行われとったのが離れたために、一心祭りが寂れてくると、こういうご指摘でございますので、我々としては、花火をもとへ戻せというのは、運営委員会、市の商工会の青年部が実行委員会をつくって決定したことでございますので、ちょっと無理ではなかろうかと思えますが、一心祭りの振興については市としてもできるだけのご支援をしていきたいと、それぞれの町で、旧町単位でですね、お祭りが、やはり継続をされておりますので、そういう意味で、財政的な支援を、いくらかは、やっていく必要があると。よその支所でやっとなる祭りにもそのような支援をしておるわけでございます。ただやっぱり、地元の皆さんが本気になってやろうという気持ちになってもらわないとなかなかいけない。それについて、市としてもサポートしていきますし、人的支援については先ほど申し上げました地域振興課を中心にして、窓口にしなごら、人的支援をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

それから福祉バスの問題についてでございますが、市が所有しております、これは吉田町の時代であったものでございますが、マイクロバスが、通称ふれあい号につきましては、旧吉田町が旧吉田町社会福祉協議会から寄贈を受けたものでございます。ご指摘のとおりでござ

います。公用自動車で、安芸高田市シルバー人材センターに現在業務委託契約をして運営をしてもらっているというのが実態でございます。

なお、旧吉田町では導入当初公務に限定し運行しておりましたが、稼働率が低いということから補助団体の利用もできるよう、利用拡大を吉田町でははかってこられた経緯があるわけでございます。しかしながら、合併に伴いまして、各支所・分庁舎・教育分室・学校等の利用の増大、道路運送法等の制約がございますこと。また、公用車であること。さらに、交通事故等の危険も予想されることから、その使用形態を公用自動車、本来のかたちに戻させていただいた経過があるわけでございます。これまで、ご利用をされてこられました方々の説明が、十分でない面もございましたが、他の公用自動車と同様に、市行政や学校関係行事を中心に使用しておりますので、ひとつご理解を賜ればとこのように考えるわけでございます。

次の子ども歌舞伎の問題については、これも祭りがなかなか、岡山県の奈義町から指導に毎年来てもらうという実態がありますので、ここらがやはり、非常に難しい問題であり市内で本当に、いい指導者を養成するということが大事じゃなかるうかと、このように思うわけでございますが、教育委員会からひとつ答弁をさせていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

引き続き、教育長 佐藤勝君。

答弁を願います。

佐 藤 教 育 長

子ども歌舞伎についてのお尋ねでございますが、ご質問をいただきましたように、毎年5月の市入り祭に行われます、子ども歌舞伎は、300年という長い歴史がありまして、内外に誇れる貴重な伝統行事でございます。

また、この子ども歌舞伎の伝承及び開催にあたりましては、出演者として活躍していただく中学生をはじめ、準備から当日の運営までを、裏方として、献身的なお力添えをいただいております、保存会や地域関係者の方々にまずもって感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、毎年指導者の確保が大きな課題であるというようにきかれておりますし、早急な指導者養成を待望しておるところであります。市といたしましても、子ども歌舞伎につきましては、吉田地域の地域振興の核となる行事として、末永く伝承していただくことを希望しており、課題の整理をする中で、できる限るの支援はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

川 角 議 員

議長。

松 浦 議 長

6番 川角一郎君。

川 角 議 員

今具体的にですね、答弁いただきましたのであまりないんでござい

ますが、まず1点目の振興課関係につきましては、本所とそれから支所の違いというのもわかっておるわけですが、今の行われておる振興課そのものの本庁の2名の方でやっておるのが、みんなが思っておる窓口機能というのがあこへ行けば、大体吉田のことはわかるんよというふうなことが実際にほいじゃあそこへ行って消化されておるかということになりますと、なかなかそうはならん、先ほどありましたように、いろんな事業があるわけなんで、その二人がみな網羅するというのは、できないというのは十分理解できるわけです。ですが、そこへ行った時にいかにどのような方法でその部署へ振っていくかと皆さんは、親切誘導し、全くあこへ行ったらようわかったと、こうこうだということがですね、今若干、まだ不足しておるんじゃないかというふうなことを感じるわけなんで、そこらを、今後どのようにされるのか、ということのひとつこの問題としては、提供したいというふうに思うわけですが。

それから、2番目の花火の関係でございます、これは、花火についてはですね、実際にはいろいろ吉田町でやる場合には地域の問題といたしますか、打ち上げの問題等もあったようで、これが解消でき、よかったです。あるいは、駐車場の件もよかったですというふうなことはあるわけですが、そこまで、関わってきた町の時代、あるいは市の時代の、その誘導があったわけなんで実際には取り組みをされておってもですね、そのような物事が変わっていくときには、やはり、それなりの対応ですね、それが必要ではなかったのかな、というふうに思います。

ですから、今年は、一応火が消えておりますので、来年はこれに火をつけるということになれば、はっきり、その部署を明確にして観光課なんかあるいは振興課なんか、そのことによってそれが誘導して、実行委員会をつくるなりそして、もちろん、地元のみんが燃えなくては祭りはできないというのは、十分わかっておるわけですが、そこらの誘導策というのをひとつこれ振興課なんか観光課でやるのか、ひとつそこらがわかればはっきりしていただきたいというふうに思います。

それから、ふれあい号につきましては、さっきありまして、いろいろ事情はあるというふうに思うんですが、現在、学校関係そして行政の直接の行事ということで、運行されておるわけですがその実態が、どの程度になっておるのか数字的にあんまり小さいのはいいりませんが、もう毎日出ておるんだと、あるいはかなり余裕があるんだというふうなことがわかればですね検討いただきたいと思うんですが、私も毎日ここへ出入りするのにはその前を通るんですが、2台ようそのまんま顔を見せて、2台がそのままおるいうのも、時々みるわけですが、そこらのことがどこまでこの状況になっておるのかいうふうな、大体のことであればお知らせをいただきたいと、そしてさっきもちょっと申し上げましたが、折角できた施設へのアクセス、



ここらも、直接このふれあい号で対応できないのならば他なかたちで、ひとつ対応をできるような方向をですね、これは前からいろいろ皆さんから要望が出ておるわけでございます、考えていただきたいというふうに思います。

それから歌舞伎の関係につきましては、さっきご答弁いただいてできるだけ、支援はしていくんだということでございます。青少年健全育成の中からも非常にこれは有意義なことを申し上げたわけございまして、この火も消すことなく、ひとつ前向きな市の支援というのもお願いをしておきたいとしたいと思います。

これは返答はいりませんが、先ほどの3点について、ひとつ再度お答えをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

松浦議長 再質問についての答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 吉田担当の地域振興課の役割分担と申しますか、仕事分担と申しますかそこらをはっきりしておらんと、こういうことでございます。実態は、吉田地域の皆さんは、それぞれ窓口へ来られているのが仕事の性格上、ここはどの窓口、ここはどの窓口というのがありますんで、それは窓口へ実際に来られた方はそれほど不便はないと思いますが、どこ行ったらええやわからんというような、課題についてやはりこの地域振興課が対応するというのが仕事のひとつでございまして、それが十分できておらないというのが実態であろうと思います。今後係とも十分連絡をとりながら職員とも仕事の分担について、もう一遍詰めて徹底をしていきたいとこのように思います。

それから、花火大会等の件でございますが、これは後ほど、産業部が昨年も関わりをもったということで、ちょっと状況を説明をしていきたいと思いますが、新しく一心祭りというものを充実させていくということになりますと、やはり窓口は、吉田担当の地域振興課が窓口になり、それに、産業部の観光課が支援すると、こういうことになると申しますので、今までは観光課が一心祭りと花火大会に関わっておるということでございますので、そこらの整理をしていきたいとこのように考えております。

福祉バスの運行状況につきましては、総務部長の方から状況を説明していきます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長 一昨年まで、行われておりました一心祭りと花火の行事でございます。概略につきましては、市長の方から答弁を申し上げたところでございますが、花火の部分につきましては、合併のひとつの市のイベントとして位置づけをさせていただきたいということで、一心祭り実行委員会の皆さんと協議をさせていただきました。その協議の中でご了解

をいただきまして、昨年につきましては、これまで吉田町で執り行っておられました、形態と全く同じようなかたちで花火の打ち上げと、ステージ等の発表を、一心祭りで行われておりましたステージ等の発表も一緒に行ったわけでございます。こういった経緯を経て、今年につきましては会場を花火について、土師ダムの方へ移すということで、実行委員会の方でいろいろ協議をされてまして、場所の決定等をいただいたわけでございます。いろいろな課題も残しながらもですね、事故なく今年についてはどうか多くの皆さんに参加をいただいて、行事を終了することができたというふうに考えております。

今後の一心祭りの行事につきましては、吉田地域の地域づくりのひとつの大きな核の行事というふうに考えております。ぜひともこれにつきましては、今後も継続をしていっていただきたいということで、担当部署としても支援サポートをさせていただきたいというふうに思います。これからの関わりにつきましては、先ほど市長が申しあげましたようなかたちで、サポートさせていただきたいというふうに考えております。

松 浦 議 長

続いて総務部長 新川文雄君。

答弁を求めます。

新川総務部長

議長。ふれあいバスの運行の実績につきまして、答弁させていただきたいと思っております。基本的に公用自動車ということで各部各課、それに行政に関わります、事業の中で運行をはかっておる状況でございます。当然、担当の部ないし課が使うということになりませばいろんな角度の事業の推進ということの内容ではなかろうかと思っております。

ちなみに16年度のある程度の実績と申しましょうか、当日は、補助団体または、行政という関わりがございますので台数的には、約4月から16年度中の3月末までは約277台の運行をみさせていただいております。内訳をみますと補助団体でありますと、やはり年間54回、行政また学校関係を総計しますと、223台のですね、運行を年間をとおしてみるところでございます。17年の実績でございますが、現時点手持ちの資料の7月末の実績でございますけども、当然行政が関わります、運行ということでございますので、当然行政が事業としたかたちの中で、大人の方と子ども、児童生徒と分けておりますけども、乗られた方につきましては、469人が大人の方で児童生徒については、1,306名ということで、7月末まで80台のバスの運行をさせていただいております。

いろんなこの旧町の運行をさせていただいたりました状況におきましては、やはり、補助団体も拡大ということでございましたけども、非常に合併をさせていただき道路運送法等の関係もでございます。市内の中にはですね、やはりこうした運送業務として営んでおられる業者もございますので、そういうところもいろんな角度の中で、検討して

く必要があるのではなからうかと思っております。

ちなみに昨日の予算の補正の内容もご説明させていただきましたように、こうした老人、高齢者の方の健康づくりそういうことにつきましては、こうしたふれあい号を十分利用させていただいてですね、やはり温水プールを利用した健康づくり事業というのを行政の方がですね、やはり政策展開ということで実施をさせていただいております。

こういう事業を進めることによってですね、ある程度皆さんの利用というのが、拡大できるのではなからうかと、思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

〔再々質問なし〕

松浦議長 以上で川角一郎君の質問を終わります。

引き続き通告がありますので、発言を許します。

12番 金行哲昭君。

金行議員 12番、政友会の金行哲昭でございます。

私は、通告のとおり、環境行政についてと学校事故の補償制度について、大枠2点質問させていただきます。

まず、環境行政のことですが、地球温暖化防止会議とある京都議定書でございます。が、発効し、CO2の削減、地球温暖化防止等々で世界的な規模でスタートしていることは、市長をはじめ関係各位御存じだと思います。異常気象や災害などによる自然破壊、生態などの撃滅などの、生物や人間生存化する日々の生活に非常に関係があるのではないのでしょうか。

そこでまず私は、直接には関係ないかと思いますが、ゴミの減量化でございます。ゴミは処理会社また行政等に聞いてみますと、年々増え続けております。我が家のゴミもまた我が市のゴミもまた我が国のゴミも同じような、規模は違いますが、同じように増えているのが現状でございます。それを今どうにかしてゴミの減量化にメスをいれとかなきゃあどうもならないと思うのでございます。ゴミの減量化を一層推進する必要があるのではないのでしょうか。特にその中でも半分以上占めます、可燃ゴミでございます。全体の半分以上を占めているとお聞きします。紙や衣類などは、これはリサイクルが可能な有価物でございます。我が市でも、分別の細分化や排出規制などをやってリサイクルにまわして有効利用することを考える必要がある時期ではないかと思っておりますので、その点市長以下、担当部局はどう思われているのかお聞きしたいと思っております。

また、ゴミの、出すばかりではだめだと思います。減量化の目標設定をし、住民に減量化に協力してくださいということをお示しするのが我々の責務ではないのでしょうか。と私は考えていますが、市長以下当局はどう考えていらっしゃるのかお聞きします。当然前向きに考

えていらっしゃるとは間違いのないと思います。

また、皆さん、市長、生ゴミの処理でございます。幸いわが市は、生ゴミの処理機については幾分かの助成をいただいております。この生ゴミの処理機で、購入に対する助成にして、いくつかの生ゴミの現象はでてきておると、私甲田町でございますが、甲田町ではそういうご意見を聞きますが、全体的、市としての効果はどのくらいあるのか、目には見えないかもわからんがそこらの効果、また実績等々はどう把握されとるのかお聞きしたいと思います。それが2点目です。それが小さい2点目で。

また大枠の2点目ですが、学校事故の補償制度でございます。学校行事には、万一事故があってははいけません。それがあって後では、補償問題ということが考えたくないんですが、それを今行政とし学校当局として考えておかねばいけない、重要な問題ではないでしょうか。

今日も昼の県の文教なんか委員会じゃったか、学校にやっぱり、侵入者が入ったり、いろいろな子どもたちでのそういう問題が今日も昼のNHKのニュースかしらんで、放送していました。そういう今学校問題、学校事故というのは、我々と目の先に起きてる状態でございます。単なるスローガンの立法だけでなく、保育所、学校設備等の改善するところは改善する必要があります。また、学校環境の浄化の条件などの教育的条件の問題もあるかと考えますが、これらを含め補償問題等々、教育長、市長、教育長はどのように考えておられますかお聞きします。学校事故、保育所、幼稚園、小学校、中学校の昨年度の小さな事故からある程度の事故補償問題に対して、さて何件くらい起きているのか、お聞きしたいと思います。それに対しての日本学校安全協会か、その正式な名称は知りませんが、そういう補償問題等、被害金等はどのような方法で示されておるのかお聞きします。

答弁によりましては、再質問を自席の方でさせていただきます。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

はい、議長。

金行議員の環境行政についてのご質問でございます。まずゴミの減量化の問題等についてでございます。減量化目標を設定し、減量対策を実施してはと、こういうことがあるわけでございます。また、可燃ゴミの減量、リサイクル対策これに対する問題、それから生ゴミ処理機補助金制度の状況はどのようになっているか。また、後ほど、詳しいことは担当部長の方から、報告をしたいと思いますが、こういう3つのお尋ねが中心であったかと思えます。

ゴミの減量化につきましては、ゴミを出さないこと、ゴミの再利用をすること、ゴミの再資源化、いわゆるリサイクルをすることが基本であり、市民の皆さんにおかれましても、学校や女性会等団体の諸活動を通して、日々実践をされておりますことに、感謝を申し上げます。

のでございます。本市におきましては、生ゴミの減量化及び住民のリサイクル意識の向上、循環型社会の形成を目指す再資源化の推進施策といたしまして、生ゴミの減量化補助金いわゆる生ゴミ処理機を購入する方に対する助成金と、もうひとつはアルミ缶、スチール缶及び古紙のリサイクルを行なう、団体に対する助成金の2つの事業を、実施しておるところでございます。また、本市と北広島町で構成をしております、芸北広域環境施設組合と連携をいたし、例えばペットボトル・発泡トレイ・古紙類・紙パック・缶類・ビン類以上6種類の資源ごみのリサイクルに、取り組んでおるところでございます。市民の皆様の一層のご協力を賜りたいというように思います。

次の、学校事故の補償制度につきましては、教育長の方から答弁をいたします。

松浦議長 続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただ今の金行議員のご質問にお答えをいたします。学校教育におきます安全指導につきましては、これまでも、配慮をしてきておるところでございます。学校における様々な行事や日常生活の中で万が一事故が起きた場合の学校事故の補償制度についてのお尋ねでございますが、安芸高田市教育委員会では、市内の小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付の契約を結んでおります。独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が負傷、給食による中毒、その他の疾病の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残った時の障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が保護者に対して給付される制度でございます。

昨年度の医療費の給付件数でございますが、小学校では148件、中学校は185件でございます。また、障害見舞金及び死亡見舞金の給付実績はございません。

以上でございます。

松浦議長  
廣政市民部長

続きまして、市民部長、廣政克行君。

生ゴミの減量対策としまして、処理機の補助金の実績等お尋ねでございます。一昨年合併いたしまして、安芸高田市としましては、平成16年度としては、354基ほど、助成をしております。金額にしますと、694万4千円程度でございますけれども、各町別に申し上げますと、吉田町が61基、八千代町が26基、美土里町が88基、高宮町が131基、甲田町が36基、向原町が12基となっております。

なお、本年度の8月末現在におきましては、全体として62基の補助金を出しておるところでございます。

松浦議長  
福田福祉保健部長

続きまして、福祉保健部長、福田美恵子さん。

先ほどの学校等の事故の補償制度についてでございますけれども、保

育所に関しましては、先ほど教育長の方からございました、独立行政法人、日本スポーツ振興センターの方への加入をしております。それで、去年の件数にいたしましては、5件ほどございました。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

金 行 議 員

はい。議長。

松 浦 議 長

12番 金行哲昭君。

金 行 議 員

ゴミの問題ですが、部長は昨年度、我が市が出したゴミの量はどのくらいありましたか。後お聞かせ下さい。後言うてこの私の質問の後お聞かせ下さい。

それと、なんかゴミの対策について施策が何もおっしゃらなかったんですが、ないんですか。それとも考えておられないんですか。それとも、何かを今からしようとされとるんか。そこらの考えをお聞かせ下さい。

それと、学校事故の分ですが、こまになり大きいなりの事故、教育長、多いんですね。やっぱりかすり傷とかがあるんですが、これは死亡事故がなけらんにゃあいいですが、まあ、そういうね、じゃが、子どもが怪我をするのをささんような教育方針じゃいけませんしね。先の質問に出ておりました、頭ばかりのでっかちのね、子どもじゃあいけんということで、子どもがどんどんどんどんして怪我はつきもんですが、その中で、今、日本スポーツ見舞金が出ていますが、あれはもう少し中身をこの程度の怪我でこのくらいの見舞金、最悪の場合はこのくらいの見舞金と、もし御存じならお教え下さい。大まか2点お聞きします。

松 浦 議 長

ただ今の質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

はい。ゴミの問題は環境問題と密接に繋がる大きな課題であります。したがって、基本的には、減量化するというのと、再資源化とこういう問題しかないと思います。それぞれ、また、各家庭で、出さないような方法も工夫してもらおうと、これしかないと思うわけでございます。したがって、現在は、北広島町と一緒にやっております、芸北環境衛生組合、ここがいわゆるゴミ処理のセンターになっておりますので、処理する場合はここで十分対応できるとこのように考えておるわけでございまして、したがって、今後ゴミの資源化といいますが、リサイクル化といいますがそういうような指導を十分徹底していきたいと思っておりますし、このかなり、生ゴミの処理機がですね、最近かなり出ておりますので、そこらの助成措置も引き続いてやっていきたいとこのように考えております。

松 浦 議 長

引き続き、市民部長 廣政克行君。

廣政市民部長

議長。生ゴミの処理のトン数でございますが、きれいセンター等の

報告によりますと、16年度は、約2,603トンございます。実際に、お尋ねの件につきましては、生ゴミの処理機がただ効果があるかということだと思いますけども、実際的には、生ゴミの処理は、増えておると、約0.3%くらい増えているんじゃないかと。

問題は、市長が申しましたけども、それぞれ、地球温暖化につきましてはそれぞれ、国の責務、地方機関の責務、また、国民の責務とこう謳っておりますけども、このひとつは家庭内のゴミを野焼きをしないと、させないと、ひとつの啓発を行っております。そういう点も実際には処理センターの方に、持って行かれることがある程度増えてきたのではないかとこのように思います。処理機の処理におきましては、その伸び率をなんぼかこう抑えてきとるのではないかと、そういうように私ども解釈しておるんですけども、実質的に、この地球温暖化の大きな問題としましては、市長申しましたように、出さないという3つの目的が達成していかなければならないという問題があると思います。この温暖化につきましては、いろいろゴミにつきましても、ひとつの項目でもありますし、また、京都議定にもあります、CO2をはじめとする6%の減というひとつのかたち、これにつきましても、今度はまた、官公庁は官公庁なりに、この対策の計画書を本年度の末までには、つくってもらいたいと、このような考えを持って今進めておるところでございます。

松浦議長  
佐藤教育長

続いて、教育長 佐藤勝君。

それでは、給付のことについて、ご説明を申し上げたいと思います。まず、医療費でございますが、医療保険並の、療養に要する費用の10分の4が、支給されます。自己負担額が、10分の3でございますが、それに、通院用の費用も含めて、10分の4が支給されるというふうにご理解いただきたいと思います。それから、初診から治癒までの医療費総額が、自己負担額が、1,500円以上の場合に支給されるということでございます。それから、高額療養費の対象となるような場合には自己負担額に医療に要する費用月額10分の1を加算した額が支払われるようになっております。更に、障害見舞金でございますが、障害の程度に応じて違いますけれども、最高、14級の場合には73万円が給付されます。通学中の場合は、1,685万円から36万5,000円というようになっております。

それから、死亡見舞金についてでございますが、2,500万円が支給されます。ただし、運動などの行為と関連しない、突然死及び、通学中の場合は1,250万円というように、限度がなっております。

さらに給付基準でございますが、同一の災害の負傷、または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われるというようになっておりますが、ただ、共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じてから2年間の間に行わないと失効になるということもございます。また、他の法令等で支給されるような場合にはそちらの方で支

給をしてもらうと。それから、生活保護法による、保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については医療の給付はそちらの方でありますから、こちらの方ではないというようになっております。

以上でございます。

松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

金 行 議 員 議長。

松 浦 議 長 はい、12番、金行哲昭君。

金 行 議 員 環境問題で、いろいろ市長が言われたように、また、担当部長が言われたように、この環境に努力されてる団体、地域、補助金等々は、その環境問題に対して、惜しまなく補助金を出して、日本の地球、我が市の地球をよくしようということやって下さい。これは答弁いりません。終わります。

松 浦 議 長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時 3分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

松 浦 議 長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

16番 今村義照君。

今 村 議 員 議長。16番、あきの会の今村でございます。通告に基づきまして大変大きな課題でございますが、行政執行全般についてお伺いしたいというふうに思っております。

合併効果を高め、合併効果を期待した市民の前に今後の行政執行に当たり、大卒の諸課題についてどのように示されるかという点でございます。

合併して1年半、時代の流れはすさまじいほどの変化でございます。国の流れ、県の流れに沿い、高田郡という適正規模の中でのスムーズな合併ができて、安芸高田市が生まれたわけでございますが、その目的としたところは、効率的な行政、健全なる財政運営によって市民への行政サービスへの向上をはかり、新市全体の振興をはかることを目途に合併をしてまいってきたわけでございますが、今の市の現状を見てみますと、本来の目的に合併による行政効果が、どうも目に見えた形で表れているようには思われず、一方その効果を期待するにはまだ2～3年かかるのではないかという声もあるわけでございますが、それではやはり私とすれば時間が、かかりすぎるんだらうというふうに思うわけでございます。本来の目的である建設計画に沿ったものに、早い段階で軌道修正を、する必要があるというふうに考えるわけでございます。



そこで、改めて原点に戻って本来の意図する合併の効果をより高めるため、また、合併効果を期待する市民の前に、行政執行上の諸機構をはじめ、より具体的に現実のものにするかについて市長に所見をお伺いし、諸施策についての言及をするものであります。

まず第1点目は、行政機構、効率的な行政府のあり方の問題であります。行政上の合併効果に機構の縮小効果、合理化もあったわけであり、時代のキーワードの如く小さな政府は市民の願望でもございます。従来6分の6であった業務量が合併によって、6分の5にもなり、あるいは6分の4でもまかなえる分野がどこにあるか、そういったことの具体的な検証。統合により単町では難しかったその分野に、全市で取り組めば、事業効果の高いものへのシフト替え。従来どおりのアウトソーシングや臨職の節減化と、それへの余剰職員の活用。外部委託や民間活用、指定管理者制度の活用による民営化への方向付けが、もっともっと具体的に行わなければなりませんし、職員適正化に向けた具体的な取り組み方についても同様でございます。目的的に目標を掲げて動けば、組織は活性化されるわけでございますが、どうも最近の職員の元気のなさは私には目立って仕方がないのでございます。これは、個人が認められていないとか、評価が正しく行われていないことに原因があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。個々人が、係が、課が、目的的に活動することによって、輝くというふうに考えるわけでございますが、それらを総合的に判断された上で行政機構、効率的な行政府のあり方のご所見をお伺いするものでございます。

次に、2点目、財政改革の点でございます。もとより、無駄、無理を排した財政をどう健全化に向けるのかという点でございます。

合併の一番の目的は、国をあげ地方に至るまでの執行体において、財政運営の再構築にあったわけでございます。無駄無理を排するのは当たり前のことでございますが、この方策としての具体的な目標としての指標を示し、行政組織の中や市民にいち早くこのことを知らしめ、実行に移すべきだと考えるわけでございます。

安芸高田市行政改革大綱に示されている前後期の5年10年の推進計画は、具体的な戦略施策は示されておりません。いろんな財政的な課題や、やるべき方向性、考え方はまさに正しいことで文句のつけようはないわけでございますが、選択と優先順位を早急に定め、やれるべきことはすぐにでも実行に移す必要があると考えるわけでございます。

例えば、現在行われている事業あるいはこれから行われる事業の一つ一つについて、バランスシートの思考を持ち込み、効率化をチェックし、その公開をはかるのも一つの方法でしょう。

現在、財政を圧迫している人件費や公債費の引き下げに、機構や事業のあり方を考慮した固定費の徹底した切り下げを、これを年次的に

指標化していく。また、産業振興によって、市民の所得向上に向けて各部の総合的な連携によって総生産を高める、こういったことが財政の健全化に向けた具体的な戦略を、早いうちに実行しなければ合併による効果はほど遠いものとなってまいります。

これまで述べてきた行政機構、組織のあり方、健全化財政のあり方を、総じて行政改革という面で捉えた時、ここに大変参考にもなり当市安芸高田市にとって、大変実は屈辱的なデータがございます。

今年度の8月13日、20日の合併号、週刊ダイヤモンドに掲載された全国718都市、すなわち全国の718市区について、市政がひかれて新たに市となったものも含めて、ここ1、2年の行革度がどのように進んだのか、これを調査したものでございます。この特集では全国718市や区について、ひとつは、人件費比率改善度、ラスパイレス指数、一人当たりの純借金減少額、人員削減率、この4つを比較し、偏差値の合計をもとに総合順位をつけてランキングをしたものであります。

中を見ますと、1位は鳥取県の境港市で、283.2点これを筆頭に、県下では29位に竹原市233.5点でございます。そして、105位に因島市の219.5点そうっております。おとなりの三次市が218.7点で114位でございます。庄原市が223位で、当安芸高田市は718市の中で162.7点で順番では704位でございます。これにランクされとるわけでございます。県内の呉市や府中市よりは上位とはいうものの、最下位のクラス群のグループにランクされておるわけでございます。この現実を見た時、いくら人件費に関わるあるいは、起債減少率という側面的な見方とはいえ、合併して具体的にその効果効率を高める施策をしてこなかったこのことが、結果となって表れてるんだらうというふうに思うわけでございます。本来なら、合併は手段であり、その本来の目的である行政の効率効果をより具体的に進めることを怠ったという結果でもあると思っております。上位にランクされた市では、早くから行政評価システムの導入や、職員の削減化、あるいは、各種事業の民営化に取り組んできた結果でございます。合併して3年目に入ります来期から、より具体的な行財政改革の道筋と、先の一般質問を受けて、8月中に職員で構成する行政推進本部幹事会で、具体的な推進計画をまとめられるといったことではございましたが、その計画と進捗状況をもお伺いしたいのでございます。

後ほど、同僚議員がより具体的な事項目で同様の趣旨と総合的な連携についてお伺いいたしますので、そこら辺も考慮に入れられご所見をお伺いしたいのであります。

次に、大枠3点目の少子高齢化の情勢化の中で、建設計画の中でメインの主要指標にあえて、平成25年、2013年に、人口3万5千人、世帯数にして1万3千7百への挑戦でございます。この構想は、

実は大変な数字目標であり、大々的に取り組むべき安芸高田市の最大のテーマであったはずでございます。

しかしながら、昨年度から今年度当初に策定された、次世代の育成支援行動計画や教育ビジョン計画、はたまた、総合計画においても、それらへの指標設置にはほど遠いものとなって資料として出回っているわけでございます。このことは、各担当者なり、その所管する部単位で考えれば、当然、今の、現状分析から始まり、それに基づいて数字を割り出していくわけでございますので、その推定数値に対応する結果となり、各種計画書はそれぞれ連携性のない個別の計画書となり、総合的にあらゆる面で、総力を結集しなければ、到達し得ないであろう新市の建設計画は、まさに絵に描かれた餅というふうになってしまうわけでございます。

建設計画にうたった新市の誕生を契機として、広島市に隣接し、東広島市に近接した立地条件を活かし、交通条件や各種サービス提供機能を向上させ、生活環境の整備など定住条件のより一層の充実をはかり若者定住や流入人口の増加を促進すること、これを計画したものでございます。合併後の人口自然減は400人を超え、この事態は放置しますと取り返しのつかないものになってしまいます。今こそ総合力を具体的に発揮して、その執行することが寛容だと思っております。ひとつの方法といたしまして向原・甲田ブロックでの居住を促進する住宅施策の具体化、あるいはパークアンドライドの大開発、農村農業地域での認定農家への格上げ策と担い手育成、生きがい対策としての営農指導や、それへの普及化、生産向上に向けた市場の確保、地域産業の活性化のために連携と企業育成に向けたきめ細やかな対応策、市内事業者や商業者に対する振興策とその対応、これら諸施策が行政の具体的なポリシーとしての意思確認を根本に現在のばらばらの行政執行が行われては、この3万5千人という人口増に対する計画はほど遠いものになってしまうわけでございます。あえて、平成25年度に向けた主要指標にどう立ち向かうのか、その具体策を改めて確認したいのでございます。

最後4点目、次代の教育。なかでも幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の学校経営あるいは学校体制のあり方の問題でございます。問題は、大前提とすればそのことが合併効果を高め、合併効果を期待した学校経営のあり方でございます。現状では旧町の学校制度をそのまま持ち込んだままで、市全体の学校のあり方については言及されていないわけでございますが、保育所を含め、次世代を育成する機関についての方向付けをどう考えられ、どう整理されるおつもりなのか、市長及び教育長にお伺いして、この場での質問を終了といたします。

松浦議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。  
まず、市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

今村議員の行政機構についてのご質問でございます。

まず、効率的な行政についてというお尋ねでございますが、本市の行政組織・機構は、合併前の想定に基づいて構成しており、実際の業務遂行にあたって改善すべき課題も明らかになってきておるところでございます。これらの課題事項を解消し一層効率的な組織・機構となるよう改善に努めてまいります。また現在本市では、行政改革実践のための実施計画を策定中でございますが、この作業における検討内容も考慮いたしながら、市民サービスと福祉の向上に向けた真に効果的で、かつ効率的な組織のあり方を検討してまいります。なお、本格的な地方分権の潮流の中で、県からの権限移譲が始まりますことから、市の業務内容も多様化し、人材の確保も必要となってまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆様への行政サービスの向上を目指し、効率的な行政府の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、財政改革についてのご質問でございますが、現在、地方自治を取り巻く環境は、国の経済情勢の長引く低迷、三位一体改革、権限移譲による地方分権時代の到来等により、いずれの自治体も財政状況が悪化しており、通常の内閣改革ではとても対応できない状況下におかれておるのが現状でございます。簡素で効率的な行財政体制を確立するためには、職員1人1人の意識の改革をはかることが最重要課題であると考えており、職員の意識変革こそが、ムリ、ムダを排した行財政健全化の一番の早道であると確信いたしております。

本市の行政改革は平成16年度に大綱を策定し、本年度はその大綱を具現化するため、事務事業全般にわたって各項目の具体的な数値目標等を定めた実施計画を策定中でございます。この実施計画につきましては、議会へご報告をいたしますとともに、その進捗状況等につきましても成果の評価を行い、市議会及び行政改革懇話会に報告をいたします。また、市広報やホームページ等で市民の皆様へ公表を予定しております。予算執行にあたり、目標を達成するための最小経費による最大限の効果の原則は地方自治法の定めるところであり、この基本原則を忠実に実行し、時代の変化に適切に対応できる財務体質、行政機構の構築がはかれるよう引き続き行財政改革の推進に努めてまいります。

次に、少子高齢化と建設計画の構想についてということでございます。国立社会保障人口問題研究所が2002年1月に発表しております日本の将来推計人口は、2006年来年でございますが1億2千774万人をピークに、再来年からは減少に転じ、2050年には、約1億人にまで減少することが予測されております。本市の将来推計人口につきましても、同様に、このまま推移しますと、新市建設計画の目標年次であります2013年には、約3万人程度になると推測しております。また、高齢化率につきましても、現在31.5%が約35%

に上昇いたし、3人に1人は65歳以上の高齢者で占めるものと思われます。広島県におきましても、2000年より、減少に転じ、今後とも人口減少を基調として推移することが予想されております。議員、ご指摘のように、このような状況の中で、新市建設計画に掲げる目標年次2013年の人口3万5千人、世帯数1万3千700世帯の目標に向けて、どのように取組みを進めていくのか、大きく重たい課題がのしかかっているわけでございます。合併協議会において、新市建設計画を策定する際にも、主な指標であります将来人口の設定につきましては、色々と議論があったことではございましたが、新市の誕生を契機に広島市に隣接し、また、東広島市に近接している立地条件を活かし、交通条件や各種サービス機能の向上、生活環境の整備など、定住環境のより一層の充実をはかり、若者の定住や流入人口の増加を促進することとして、この目標人口3万5千人を設定しております。

したがいまして、本市といたしましては、こうした目標を実現すべく、交通網の整備につきましては、国道54号の可部バイパスや東広島・高田間の地域高規格道路の早期実現への取組みを進め、また、芸備線の利便性向上を目指して、パークアンドライド事業、向原駅前駐車場整備に着手したところでございます。

子育て環境につきましては、昨年度子育て支援計画を策定し、今年度からファミリーサポート事業等について具体化をはかることとしており、また、安芸高田の教育につきましては、通学区域の弾力化を手始めに、今後とも魅力ある教育の展開ができるよう施策の充実をはかる所存でございます。企業誘致が極めて難しい環境の中で、農畜産物加工処理施設の整備が具体化できましたことは、広島市をターゲットとした地産地消を展開する第一歩が踏み出したものと考えており、今後の農業施策は、畜産物の生産のみならず、農畜産物の生産のみならず、消費者までの流通を含めた展開までを視野に入れていく必要があるかと思っておりますし、この工場の創業によって、百人定度の雇用も確保できると、こういうことではございます。一方、定住を実現していくための直接的な施策といたしましては、若者定住住宅の展開や、2007年問題と言われる団塊の世代の定年を見越したイターン等についても、対応していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、安芸高田市を横断した施策と、建設計画においてゾーニングをされております。地域の特色を生かした施策との総合的な展開の中で、建設計画の目標の実現に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次の次世代教育の問題については教育長の方から答弁をいたします。続いて、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

ただ今の今村議員の質問にお答えします。

合併効果を高め、合併効果を期待した今後の行政執行にあたり、次

松浦議長

佐藤教育長

代の教育、特に学校経営の方向付けについてのご質問ですが、基本的には、合併前に協議された安芸高田市の教育基本プラン新教育戦略2-1みらいにかがやく安芸高田の教育において示された方向に沿って考える必要があろうかと考えております。

新教育戦略2-1においては、適切な学校経営を検討していく視点といたしまして、1つは教職員の適正配置、2つは効果的な学校連携の開発と推進、3つ目は学校関係事務の合理化の3点を示しております。中でも学校連携につきましては、教育をつなぎ、子の育ちをつなぐために、市内の学校において、幼稚園、保育園と小学校、小と中、中と高の連携など、学校同士の協働による夢と活力ある子どもの育成を本市全体の共通の目標にして取り組んでおります。

市の教育委員会としましては、まずは、就学前教育から義務教育段階までの教育の充実に、さらには、その後の高等学校教育を見据え、子供達の進路実現に向けた学校間連携のあり方を模索、研究してまいりたいと考えております。

また、教育委員会がひとつになったことにより、先ほども市長の方から答弁ありましたが、通学区域の弾力化で、これまでの町域を越えた通学区域の弾力化を進めていくことができましたし、丹比西小学校の校舎の跡地を活用させていただいて適応指導教室もつくることができ、不登校にある児童生徒に希望を与えることができたと思っています。

次に、学校関係事務の合理化につきましては、昨年度高宮町と美土里町内の学校6校で、今年度は吉田町と八千代町内の学校7校で共同事務室を設置し、各共同事務室には、管理職としての事務長を任命しております。また、今年度甲田町内の学校、向原町内の学校6校で、市教委で事務長を任命し、共同事務の試行を行うなど、町域を越えた学校事務の合理化と適正化に努めているところです。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

はい。16番 今村義照君。

今 村 議 員

なかなか問題は、現実の具体的なかたちで答弁が得られないわけですが、先ほど行革度の進展度合いのランキングについて言いました。やはり事程左様に合併はしたものの、それに対する具体的なかたちでの動きが鈍かった、実は合併の我々にとって一番モデルとなった篠山市が、あの718番の中で最下位ではありませんが、最下位から2番目なんです。このことは合併はしたけれどもそれに対する具体的なそういう改善、改革を怠ったんじゃないかという結果であろうと思うわけでございます。お隣の三次市、庄原がですね、いろんなかたちで課題はあったにせよ、保育所の例えば民営化である問題である

とか、それから職員の適正化を求めてダイナミックなかたちでの定減策、これらが具体的な形で数字になって現れているんだろうというふうに思うわけでございます。そこら辺はやはり具体的なかたちで一つ一つ早期に進めながら行政執行しないと、今のままのかたちでいきますとそれこそ、第二の篠山市になる可能性があるわけでございます。できるところから早期にやる、こういったことが今一步執行部の中で決断をされないか、そしてその課題を早期に見つけられないかということをお聞きしたいと思えます。

先ほど答弁の中で、職員の意識改革が必要だということをお述べられました。まさにそのとおりでございます。これはやはり個々の職員が、市の全体像がこうなんだ、あるいはうちの部のこれからの方策はこうなんだ、課でも同じでございます。ひとつの係の一人の担当者に至るまで、市のそういう大前提であるそういう目標に向かってそれを根本において、自分の事業をいかに事務をいかに効率を高めていくか、その積み重ねであろうというふうに思うわけでございます。そのことによって意識改革がはかられ、それが日常化されルーティン化されるという、この結果が事務の流れあるいは事業の推進が速やかにいく、結果的には機構なり財政基盤の節減につながる、ということになるかと思えます。

そういったことでの大きな具体的な目標を指標化し掲げるおつもりを、ここでその決意のほどを改めてお聞きしたのであります。

以上、とりあえず2点をお伺いします。

松 浦 議 長

再質問についての答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

決意のほどを、ということでございます。

去る8月24日と25日にですね鳥取市におきまして、日本自治体学会というのが、合併した町村あるいはしない町村を集めてシンポジウムをいたしました。私はちょうどパネラーに来てくれということで、のぞかしていただきました。私の出た分科会は合併するまち、しないまちというテーマを掲げた分科会であったわけでございますが170人~180人参加者がありました。全部で、あの自治体学会のシンポジウムというのは800人参加したのですが、分科会が10あったわけなんで我々ののぞいた分科会が一番人数が多かったんですが、その中でですね、私の隣に境港市の市長がパネラーで座りました。それから私と私を挟んで私の右側に合併しない町ということで、隠岐島の海士町という人口4千人くらいらしいですが、それと新潟県の、ちょっと今名前は忘れたんですが、新潟県の雪だるまを商品にして売った、有名になった町ですが、これは合併して10万人くらいの市になった、人口4千人くらいの町だったんですが、それともうひとり大学の先生が座ったんですが、その中でですね、例の週刊ダイヤモンドで一位になったという境港市の状況も話がありました。これは、合併しないま

ちということで、合併せんということでもう徹底的な合理化をはかったと。で、10年前から合理化をはかってきた。人口4万人足らずの境港が市でございますが、そういうことで、その成果が、まあ10年の成果がようやく実って一番になったということで、後の終わりの方にいったのはみな合併をしてまだ間なしの町村ばかりでございますので、まあやっぱり合理化が遅れたとこということではないかと思いません。合併しないまちの隠岐の海士町というのは、徹底的な合理化をして、まず人件費から合理化をするということで、職員の給料も3割カットしておると、まあこういうような状況でございます。しかし、合併しないまちがどこまで生き残れるかという問題はですね、私は、なんぼ3割カットしてもですね、いつかは財政的に行き詰る、やっぱり地方交付税の問題もありますということで、我々はそういう意味で、生き残りをかけた合併を6町が選んだんだと、こういうことでございます。

そういうことで、なんとかこの10年の間に、特例のある間に合理化を達成せにゃあいけん、こういうように考えて、今、取り組みをしておるところでございます。まさしく週刊ダイヤモンドの状況も聞かせてもらいましたし、今後、そういう意味でも徹底した合理化をしないと、合併せん町と同じように行き詰る、こういうことを身をもって聞かせてもらったわけでございます。非常に厳しいご意見をいただきましたので、今後、そのご意見を対比してやっていきたいと思えますし、やはり職員の意識、市民の意識もここで変えてもらわんやいけん。市になったんだから、なにもかにも大きなことをやらにゃあいけんというのは、私は今の時代としてはあたらなないと思えます。全国を見れば、安芸高田みたいに3万5千人の人口を抱えた町村というのはごろごろするほどあるんです。したがって、市になったから大きな市のまねをせんやいけんというのは、厳につつまんと合理化が進まんいうように思うわけでございます。厳しいご叱正をいただきましたので、それを背にしっかり我々も頑張っていきたいというように思いますので、よろしくお願ひします。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

16番 今村義照君。

今 村 議 員

執行部を批判するつもりは毛頭ないわけでございますが、先ほどの市長の言葉の中に、市民の意識も変えなきやいかんという問題がございました。このことについても、やはり言及をしてみたいと思えます。

市民とともに汗をしてこの協働のまちづくり、これは安芸高田市の理念でございます。そして、地域の振興をこのことによって、行政とともに、このことについてちょっと考えてみたいと思うのです。それぞれの地域での課題を市全体の中でいかにこれを消化するかとい



うことにつきましては、今後、これからの大きな課題であろうというふうに思うわけでございます。残念ながら、恐らく一般的には、地域代表というかたちでその地域の振興する人間というのは、やはり自分のところが一番かわいいわけでございます。そのことで、じゃあ全体の中で当該地区の位置づけをどういうふうに行政全体の中で考えていくかという考え方には、若干乏しいところがあるというふうに私は思うわけでございます。ここら辺をいかにそれぞれの地域代表である市民の意識を変えるとともにその全体の中での行政執行のあり方をやはりよくよく協議し、お互いが共通認識として持ち合うことが必要であろうというふうに思うわけでございます。そこら辺についての考え方が、もしあるようであれば意見をお伺いをしたいと思えます。

それと定住の問題でございますが、やはり今の行財政大綱の中で、そのことに関係になりますと当初の民の目的である、これはあくまで希望的な数値ではありますが、このことに向かって具体的な施策を行ってはいるわけでございますが、つつい財政という名のもとにその目標を忘れがちでございます。そこら辺の進め方をより具体的なかたちで、進めることについて、やはりこれは総務部だけの問題ではありませんし、自治振興部だけの問題でもありません。建設部だけの問題でもないわけでございます。そこら辺を共通認識を持ったかたちでそのことを念頭に置く、これらの総合的な施策展開あるいはそういう共通認識のもとでの行政の仕組み、これらについて併せてお伺いをしたいと思えます。

最後に学校問題でございますが、確かにこれからこれだけ広域なかたちで学校の経営にあたるということは、大変大きな難しさがあるわけでございます。現実的には、例えば複数学級、複式学級、これらが現実に2・3年の間に出てくる可能性は極めて大でございます。小規模校だからといって、このままこれを存続させるというのも考えてみる必要があるわけでございます。

先ほどの高等学校の問題がありましたが、やはり安芸高田市の現況の中で、高等学校がはたして3つ生き残れるのかという問題もあるわけでございます。このことは県の管轄でございますので、市で特異なかたちの施策はとれませんが、しかしこれから市の、それこそ次代を担う子供たちのためには、市全体の中でこの方向付けをどういうふうに考えていくのか、やはりきちんと考えておかないといけない大きな問題でございます。現実的にはこれから地域間競争が始まるわけでございます。その競争に勝ち残るとということは、やはりよほど大きな考え方で行政を執行しないと、地域の市民の福祉の向上には至らないわけでございますので、そこら辺をある程度の現状と、将来の予測を睨んだかたちでのおおまかなかたちで結構でございますので、学校経営のあり方についてご所見があればお示しをいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

松浦議長 再々質問についての答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児玉市長 具体的には行政のやるべき仕事というのは、ハードの面とソフトの面とやはりこれが両方並行せにゃあいけんというように考えております。

ハードの面では今、取り組んでおりますどうしてもやっておかないといけない問題、向原の特老の問題も目鼻がつかいましたが、それから第2庁舎・文化ホールの問題、それから広域火葬場の問題、産業振興の面での、これはハードと言えるかどうか分らんのですが、いわゆる弁当センターの問題とこういうことで我々は当面急ぐ問題はそれくらいであろうと、あとは、いらん施設をつくっても将来課題を残すということで、それをまず、合併の特例、特典がある間に早く仕上げていきたいというのがこのハードの課題であります。まだまだ道路もありますし、上水もありますし下水もあるわけでございます。これはいずれはやっていきょうるうちにですね、完成するというように我々は考えておるわけでございます。

したがって、将来的にはハードというのは、もう仕事なくなるとい時代でございますので、そのときに慌ててソフトにかかってもらいけんということなんで、今のうちから住民と行政の協働のまちづくりという、特に地域振興会を中心にしたですね、本当に豊かな、心豊かな地域がくれるようなまちを今のうちからつくらにゃあいけんということで、やっぱりハードとソフトを並行させていくということで、今やっているわけでございます。

そういう中で改革、行財政改革を徹底してやらにゃあいけんという、しかも住民のサービスを落としちゃあいけんという問題があるわけでございます。非常に二律背反の問題を同時に進めておかないといけんという問題がございますので、そういう難しい状況ではありますが、合併をしない町村の状況を聞いておりますと、本当に死に物狂いの合理化をしながら本当にみんなで合併をせんのだから一生懸命やっぺいこうと、これ住民の皆さんにもそれについてきてもらおうとるんだということなんで、我々は合併の道を選んだんだということでございますので、合併の道を選んだと同時にやはり合併しないまちの意気込みで勉強しながら、合理化をはかっていくということが必要であろうというように思います。

松浦議長 続いて教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長 将来展望を持った学校経営の方針ということでございますけれども、ひとつは児童生徒数の減少ということがございます。それで、児童生徒数が減少するために、学校が活性化をしないということが、あつてはいけない。したがって、通学区域の弾力化をはかりながら、学校教育の中身を充実させ活性化をさせていこうという、ひとつの方策として考えておるといように、ご理解をいただきたい、このように思い

ます。

2つ目は、義務教育はなんと言いましても、基礎基本の徹底ということが一番でございます。なんと言っても、学校に行ったときにさわやかなあいさつが聞こえ、学校に行ったときに先生方も、気持ちよく迎えてくれ、勉強して帰ったという喜びを持ち、体も大きくなるし、運動会でも澁刺とした子どもたちの姿が見える、そういうための基礎基本を義務教育段階では、ぜひともつくっていかなくてはならない、このように思っております。

そのために、安芸高田の場合には、ひとつの方針として、協力の協に育てるということで、家庭・地域の力も借りながら、一緒になって子育てに、参画してもらいたいということを重視して、取り組んでおります。今年も小中学校研究公開をします。しますが、どこの学校も研究公開をするので、すべての学校へ教員が行って、それぞれの実践を見るというわけにはいきません。したがって地元の人に公開をなささい、地域公開をなささいと、そして子育てに協力し、参画してもらえような、それぞれの学校をつくろうじゃないかと、これも協力の協に育てるということで取り組みを進めております。そうは言いましても、学校の教育内容それだけを追求しておってもいけませんので、ハード面につきましては、耐震化優先度調査ということを、今年度やらしてもらっておりますけど、それに基づいて、優先度順位に基づいて、耐震化の調査をし、それに基づいた学校環境の整備ということも、ぜひとも計画的に、進めていかなくてはならないというように、思っております。

たくさんのごことを申し上げましたけれども、学校数も一気にそれぞれの町で、4校あるいは5校くらいあったのが、19校になったという数だけでの問題ではないと思いますが、課題の多い中で前向きにですね、校長あるいは職員と一緒に取り組んでおりますので、議員の皆さん方のご支援とご協力のほどを併せてよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 青原敏治君。

青 原 議 員

11番、あきの会の青原でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

児童館についてお伺いをいたします。私は、このことについて、3月、6月定例会にも質問をいたしました。私なりに整理をしようと思いましたが、いまだに納得のできない部分がありますので、再度質問をさせていただきます。

1点目に、児童館の運営でございます。4月に業務委託が開始され運営がなされているところでございますが、業務委託の内容を見た

き、何点か理解できない部分がありますので、それは契約書の中の第2条、児童健全育成事業運営基準のとおりとするという文言があります。この運営基準なるものがどこにあるのか、それをお示しいただきたい。児童健全育成基準というのは、資料としていただいておりますので、そことの違いを1点お伺いいたします。また、この契約書の内容によれば人的業務委託ではなく指定管理委託ではないのかと、いうことがあると思います。これも文教厚生常任委員会の中で福祉保健課長さんの方が、指定管理ではなく人的業務委託であると明言をされております。

2点目にこの人的業務委託の契約であれば、利用料はどのように徴収されるのか、またこれが公金なのかどうなのかをお伺いいたします。明快なるご答弁をいただければ幸いに思います。また、再質問の場合には自席にて行います。

松浦議長 　ただ今の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 　児童館の運営と利用料金についてと言う青原議員からのご質問でございます。現在、市内には3箇所の児童館がございます。今年の4月から従来の臨時職員等の任用のあり方が地方公務員法に抵触する部分があったことから、人的な業務委託の実施をいたしているところでございます。今回の委託は、現状の児童館を運営面、人材面から維持し、人的運営を委託するもので、児童館についての行政責任は、従来どおり設置主体であります安芸高田市に変わりはありません。

次に、利用料金につきましては、本年4月から統一させていただきました。通年利用で児童1人の場合は月額3千円、2人目からは半額の1千500円、長期休暇期間例えば、夏休み、冬休み、春休みのみ利用の場合、通年で7千円、夏休みのみ利用の場合6千円、冬休みのみ、または春休みのみ利用の場合1千500円でございます。保護者の皆様からお預りをいたしました利用料金は、事業や行事の費用、また、本代、材料、消耗品等に使用させていただいております。

いずれにいたしましても、まだ5ヶ月経過したところで、今後、課題が出てまいりましたら、一定の整理をし、次年度に向けた円滑な業務遂行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

詳しい詳細については、また、担当部長の方からお答えしたいと思います。

松浦議長 　それでは、担当部長の答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 　ただ今、あの、青原議員さんの児童館の運営と利用料金についてというご質問でございますが、おおまかには今、市長の方からございました。そして、この運営ですけれど、何回か議会のときに、委員会のときに説明させていただいたんですけど、少し説明が足りない部分が

あったと思われしますので、そこらについてまたご理解いただけたらと思います。

まず、最初にですね、この児童館につきましてこの4月から発足にあたりまして、先ほどありましたように臨時職員等の任用というところが、課題がございました。そういうところから、まず、保育所とかいろんなところ、給食センター等、他の部分もあるわけでございますけれども、とりあえずこの児童館につきましては、そうする前にですね、すでに個人の方に委託をされまして、それで運営されているところもございました。いうかたちの中で、じゃあどうしたらいいかなっていうかたちの中で、今までそういう取り組みをされて来られた方ですね、お願いができたならそれが一番いいのではないかということでお願いをしました結果、じゃあ受けてやりましょうということで、業務委託というかたちでの整理をさせていただいております。それで、従来どおりの児童の指導、児童の健全育成に関する児童館の運営、児童館の開館とか閉館ですね、鍵の管理を含んだ今まで以前、こういうかたちをとる前からのやっていただいたことをそのままを、また、このたび受けていただいておりますということでございます。そういうかたちで今、館長さんというか、契約を結んでいただいているわけでございますけれども、その方がその構成員、必要な構成員の方ですね、お願いをしていただいたり、そういうかたちで取り組みをさせていただいております。

それから利用料金についてですけれども、これもやはり事業運営に充当するということで、保護者の会費、保護者の運営会費も一緒にとということで、児童館の方で直接徴収をしていただいとるものでございます。それで、あくまでも児童館において実施する事業、行事に関する費用ということでそのものを使っていただいております。この利用料金の使用についてですね、年間の事業計画を策定いただきましてそれに基づいて、その金額を支出していただいているという状況でございます。

ちなみにですね、この児童館の最初できた当初のあり方とまた今の保護者の方の考え方も、少し違って社会情勢も変わってきておりました。もっと保護者の方にもですね、この児童館をそれこそ託児所なみの感じで、保護者の方はお願いをされている状況下にあるようでございます。ですけれども、子どもたちをいかに健全に育てるか、やはり子どもに対して保護者もしっかり目を向けていただきたい、ということから児童館の方でいろいろ経費を使って、行事をですね、取り組みをしていただくということで、まあいろいろ、遠足とか映画会とか、誕生会とかクリスマス会とか、そうしたかたちでそれぞれそこその児童館の特色を活かした行事計画をたって、利用料金をもって実施をしていただいとるというところでございます。それと、そういうかたちの中で、いろいろと議員さんの方もご指摘ありま

すように、課題も確かに出てまいるいうか、そういうかたちでの一定の整理をさせていただきまして、また次年度において円滑な業務ができますように考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

以上でございます。

松 浦 議 長  
福田福祉保健部長  
松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

あ、ごめんなさい議長。

まだ答弁することがあるのですか。答弁洩れですね。

取り消します。

続いて答弁を求めます。

福田福祉保健部長

先ほどの質問の中、児童健全育成基準に基づいての契約との中がどうか、ということでございますよね。それは、内部での基準をつくっております、それに基づいたかたちで、それを基本いうか、概念的には一緒なんですけども、それに基づいて契約書をつくらせていただいとるということでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

はい。以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

青 原 議 員  
松 浦 議 長  
青 原 議 員

議長。

はい。11番 青原敏治君。

ただ今答弁をいただいたんですが、先ほどの利用料金について公金なのかどうかということも合わせて聞いたと思うんですが、もしこれが公金であれば市が管理して、市が徴収する義務があるんじゃないかなというふうな思いがしております。そういう意味でこれは徴収条例を設置して法的にきちっと精査しないとイケんのではないかなと思うんですが、今言われたように、児童館で全部やっておりますよということであれば、その根拠はどうかであるか、再度、お伺いをしたいと思います。

松 浦 議 長

再質問に対し答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

これあくまで保護者からの預かり、児童館の方で預かっていただいております、これを行政の方で歳入するいうようには今のところ、今年度ですね、しておりません。それで新年度ですね、今も言われますように、そうしたかたちのものを整理しながら、行政の方へ歳入して、それでまたそちらの方で使っていただくようなかたちでの、公金としての扱いにするというかたちのものにするかどうかということにつきまして、今検討しているところでございます。

松 浦 議 長

以上で再質問を終わります。

再々質問ありますか。

青 原 議 員  
松 浦 議 長

議長。

11番 青原敏治君。

青原議員

もう最後になるんですが、私になぜ、こうしつこくこのことについて言うかという、やはり市長さんの言われております若者定住とか、子育て支援いろんな事業があります。それについて若者がどういうふうな思いをしておるかというのが根底にあるわけですね。だからやはりそこらをちいとも軽減してやって、若者定住も、子育て支援をしっかりとしていただけのような施策を考えていただきたいというふうに思って、これをえさにいうことはないんですが、これを問題にして提起をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

その点について市長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。これで質問を終わります。

松浦議長

はい。再々質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

ご指摘のように、もう来年からは人口減少時代に入るとい、非常に日本が味わったことのない厳しい時代に入ってくるわけです。特に先ほど来いろいろ皆様からご指摘のように、若者定住をどのようにするかというのが大きな課題であります。老人福祉の施策というのはかなり行き届いているわけですが、今後は若者定住、子育てをどのように支援していくかというのが大きな課題になるかと思、そのことがないと若者定住がおこらんとということでございますので、児童館もその施策の一環でございます。先般も向原へ行ったとき、帰りに駅の二階で児童館があるなあと思って、ちょっと覗いたら、覗いたとたん子どもがよけい出てきて「あんたあ誰かあ、誰かあ」言うけえ私も面食らったのですが、それほど活力ある児童館が必要ではなからうかとこのように思うわけございまして、今後とも取り組みを進めていきたいと思、

松浦議長

以上で青原敏治君の質問を終わります。

お諮りします。この際、15時40分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 杉原洋君。

杉原議員

13番、新政会、杉原洋でございます。

合併して1年半ばかりになりますなかで課題が多くある中、執行部におかれましては、新市の建設計画、農業振興策等、積極的に取り組んできておられますことに対しまして敬意を表するものであります。通告に基づきまして、2点ほど市長にお伺いをいたします。

質問の第1点であります。消防署分署の設置であります。かねて

より同僚議員より再三、高宮町、美土里町北部地域へ消防署分署の設置の要望が強く求められてきております中で、執行部におかれましては平成17年度において調査検討すると申しておられますが、現在、検討されておられる経緯と今後の取り組みについてどのようにしていかれるんかお伺いをするものであります。

2点目の質問であります。国道433号線の改良についてであります。大竹三次線を結ぶ国道でありますなかで、市内では美土里・高宮を通っております。この道は非常に難工事場所も多くあると聞いておりますが、現在市内では美土里町桑田で工事が約10年間くらい停滞、ストップしておるところであります。この路線の改良の見通しと、桑田から北広島町、千代田町へはトンネルで、隧道の計画をたっているように聞いていますが、早期改良を望むところでございますが、今後の国道433号線の改良の見通しについてお伺いするものでございます。

以上2点お尋ねをします。

松浦議長

ただ今の質問に対する答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

杉原議員のご質問の消防署分署の設置の件でございます。このことにつきましましては、現在、消防本部において鋭意、検討及び調査をいたしており、その主なる業務を安芸高田市の多くの業務を手がけて、本市の実情に精通しております業者に、この分駐所はどうあるべきかと専門的立場から今、調査を依頼しておるところでございます。9月末を納期としておりますので、その調査の結果、方向については、委託した業務が大体方法が出てくると、このように考えております。分駐所の位置等についても一定の方向が出るのではなかろうかとこのように思うわけでございます。

ただ、問題は今人員削減をする中で、分駐所をつくると3交代で救急業務だけにしても、3人は乗って出ないけん、こういう問題がありますので、9人がいると、こういうことでありまして、さらに、9人以上いるのではなかろうかと、こういうことがありまして、この人の問題をどうするかという問題。簡単に考えれば、別に範囲が増えるというわけではないので、あこに分駐所ができて、救急業務が件数が多くなるのではない、と、こういうことであるわけでございますが、どうもそうはいかんような、いろいろ聞いてみますとね。ですから、最小限の人で対応できるようなしかも、人件費も安くできるような、安くできて効率もあげるような、そういう方法がないだろうかということで、今消防長が、県、国の総務省と交渉してくれておるところでございますので、そこらの明るい見通しが立てば、我々としても、一歩明るい見通しが前進するというように考えておるところでございます。分駐所の問題については、そういうような状況でございます。

それから、次の国道433号の改良についてお尋ねでございますが、



美土里町内の国道433号の改良工事につきましては、ご指摘のように、美土里町桑田の上城地区において市道との交差点の部分で工事が中断して千代田町までの間が手がついておらんという状況でございます。お尋ねの国道433号線は、本市において美土里町と高宮町を結ぶ広域幹線道路及び、北広島町と三次市など隣接する地域へ連絡する重要な道路と位置づけており、昨今の財政状況の中で、国及び県から事業要望箇所の更なる集中と選択を求められておりますが、関係自治体と連携しこの路線の改良について要望活動を今後とも一層続けてまいりたいと思っておりますし、今までも続けておるところでございます。ただ、非常に難所でございます、トンネルを掘らにゃいけないところもあるようでございまして、なかなか手がついておらんというのが実態です。

以上でございます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

杉原議員

議長。

松浦議長

はい。13番 杉原洋君。

杉原議員

13番です。分駐所の設置については、現在調査中と答弁していただいたわけですが、来年の3月まで17年度であります中で、今日問うのが少し早かったかも分かりませんが、鋭意努力をいただいているように受け止めております。同時にですね、このことはですね、市民の福祉を等しく守っていくためには、どうしてもですね、分駐所を設けてもらわないといけんということですね、関係地域の住民の思いでございます。

ご承知のとおり、先般ですね智教寺地区でですね、八ちに刺されて、スズメバチに刺されて亡くなられていうなかでお悔やみに行きましたが、遺族の方がですね、地域の方もですね、もうちいと救急輸送が早かったら死んじゃあおらだつたように思うという思いがですね、皆さん思うておられる、間のあたりにしたわけでございます。40分ばかりかかったと話しておられましたが、40分かかって戻れないわけで、それが100%かどうかというのは分かりませんが、思いはそういう思いをですねされております。やはり病気、事故は、緊急を要するときにはですね、短時間に病院へ輸送するのが死亡せんようにすることについては最適であろうと思うんですね。それはやっぱり辺地へ住む住民の方は一番切実に思うておられるわけでございます。そこらを重く受け止めていただきまして、地域住民の要望にですねこたえていただきたいとこのように思うわけでございます。

また、433号線の改良につきましては、国の状況も変わってきておることも承知いたしております。が、期成同盟会があるわけでありまして。そこらにおきまして計画どおりに基づくように、今後、期成同盟会を通じて、強力な改良の推進にあたっていただきたい。このよう

に思うわけであります。

松浦議長 以上をもちまして私の質問を終わります。  
答弁は必要ですか。じゃあ分かりました。  
ただ今の再質問に答弁を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今のご意見、前回の73人の議員のときにも、ずいぶん地域の皆さんからそのようなご要望が出ておるわけでございまして、なんとかそういうご要望にこたえたいということで、今、調査をして、さきで申し上げましたが、いろいろ財政改革をやれという、人を減らせいというそういうご意見の中でですね、人を増やすという問題が我々としては非常に頭が痛い、だから住民のサービスと改革と両天秤にかけて今やらにゃあいけんという非常に難しいところがあるわけでございまして、そこらを両方がたっていくような方法を今考えておるところでございます。

それから、433の件についても、ご指摘のように既に10年以上、あこでとまったままになっている、ことでございますので、まだ山県の状況を聞いていますとですね、まだかなり幹線部分が、特に豊平と加計の間が、加計部分はだいぶできたんですが、豊平と加計の間にトンネルをつくらにゃあいけん大きな大事業があるようでございまして、この道路は豊平と加計を結ぶ幹線道路になっておるようでございますので、あこを急がにゃあいけんけえと、こないだも担当の土木の方から話がございましたが、いずれにしても今後必要な道路でございますし、我々としては運動を続けてまいりたい、そのように思います。

松浦議長 以上で答弁を終わります。  
再々質問ありますか。よろしいですか。

〔再々質問なし〕

松浦議長 これをもって13番 杉原洋君の質問を終わります。  
続きまして通告がありますので、発言を許します。  
3番 田中常洋君。

田中議員 3番、政友会の田中でございます。通告に基づき2項目ほど質問いたします。

私はアスベスト、いわゆる石綿被害対策について市長に伺います。

欧米の先進国では10数年前からアスベストの使用を禁じてきております。日本でもある県の医師会が国に使用の禁止を訴えてきましたが、受け入れられず、今日に至っております。こうした中、国はようやくこの7月に石綿災害予防対策規則を施行し、解体業者に飛散防止策を義務付けております。当安芸高田市の公共施設、民間施設にも使用されている建築物は数多くあります。20年、30年前の建物には機械室の防音、断熱、階段下の倉庫の壁、天井、工場等の屋根裏の結露防止として当たり前のようにこのアスベストが使用されております。当市では、このような施設に対し、どのような対策を講じようと考え

られておられるか、市長にお伺いします。

次に2点目、中高齢者の健康管理行政施策について伺います。現在の中高齢者の方々は、戦前、戦後、勤勉と勤労を美德とされ、今日の高度経済成長の礎となられた方々です。その方々が定年後の現在を充実した毎日を送るには、なんと言っても健康が一番です。健康を保つにはスポーツが一番であります。ある体育の専門家は、中高齢者の最適なスポーツは水中運動だと力説しております。幸い本市には年間オールシーズンを利用できる温水プールが二箇所あります。予防医療対策として、中高齢年齢者の利用促進として割引の、半年または1年、1年使用のパスポートの発行、できることなら無料化を望むところですが、市長の見解を伺います。

以上でございます。なお、再質問は自席にて行います。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただ今の、田中議員のご質問にお答えいたします。まず、アスベスト対策について、というお尋ねでございます。このことにつきましては、空気中に浮遊するアスベストの繊維を吸引することによって、中皮種を発症するという事例が報告されたことに伴いまして、現在、社会的にも大きな問題となっております。国では、本年7月に石綿障害予防規則を制定され、相談や対策の窓口を設置されるとともに、県や市におきましても対策を講じるよう指導がなされております。

このような状況の中で、本市といたしましては、安芸高田市のアスベスト対策といたしまして、アスベストの基本知識や対応策、相談窓口などをまとめた情報をホームページへ掲載いたしましたところでございます。また、市の施設の状況につきましては、市民生活課を窓口といたしまして、現在、実態調査を実施しておるところでございます。なお、本市内の民間施設に対する実態調査につきましては、現在、広島地域事務所から照会を受けて、建設年度等から該当の可能性がある施設についてリストを作成し、そのリストに基づいて、広島県が現地調査を実施される予定となっております。

以上、私としては回答にさせていただきますが、学校関係もございまして、引き続き教育長の方からこの問題について、答弁させていただきますと思います。

それでは、教育長の答弁の前に、中高齢者の健康管理行政についてでございますが、人は、誰も健康で暮らしたいと願うものでございます。がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病は、40歳頃から発症率が高くなっており、健康でいきいきと過ごすためにはこの生活習慣病を予防することが重要なポイントになります。生活習慣病は、文字どおり、食事とか運動、あるいは休養など日頃の生活習慣と深い関わりがあると言われておりますことから、安芸高田市では、自分の生活習慣を見直し、正しい食生活、継続した運動、積極的な休養をとること

により、健康な生活を送ることができることを目的に、生活習慣病予防教室・転倒予防教室・がん予防講演会などの健康教育や健康相談・総合健診・ドック検診などを実施をしております。また、ご質問をいただきました水中運動は、水の特性を利用し、無理のない全身運動として健康維持に大変役立っております。以上でございます。

市内には、年間を通して利用できます施設がご指摘のように、たかみや湯の森と吉田温水プールの2施設がございますが、両施設ともに水中ウォーキング健康教室を開催いたしており、とりわけ吉田温水プールの高齢者向けの水中ウォーキングは、今年度は試験的に実施いたしており、このデータに基づいて高齢者にも、無理なく継続的な実施が出来るようでしたら、今後は、使用料の援助を検討する必要も生じてくるのではないかと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐 藤 教 育 長

ただ今の田中議員のご質問にお答えします。

昨日も補正予算のところから次長の方から説明させていただきましたけれども、繰り返しになるだろうが、ご了承いただきたいと思いますが、平成17年7月29日付けで文部科学省から学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について依頼がありまして、学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査要領が示されております。この使用実態調査要領において、平成8年以前に竣工した建築物に使用されている吹き付けアスベスト等を調査対象建材としており、石綿障害予防規則第2条第1項に定める石綿等で建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの及び折板裏打ち石綿断熱材がこれに該当します。具体的には、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石及び折板裏打ち石綿断熱材のいずれかを使用している施設を調査することとしています。

安芸高田市におきます学校施設等のアスベスト対策としましては、第1次調査による図面及び現場目視によりこれまで一応検査は終了しておりますが、今現在第2調査の準備をすすめておるところでございます。調査結果につきましては、このたび予算計上させてもらっておりますけれども、その3におきましてアスベストの含有の可能性のある調査をさせていただいて、そして、サンプル採取、及び定性、定量分析により、アスベストの有無を確認したいと思っております。さらに、アスベスト含有率が1%以上が確定しましたら竣工工事に取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

田 中 議 員

議長。

松 浦 議 長  
田 中 議 員

3番 田中常洋君。

市長の答弁では、地域事務所、県の指導で地域事務所の方でまた、調査の開始をしているということでございます。また、教育施設では、教育委員会の方で文科省の方からの指導で調査が進められているということでございますが、今朝の新聞報道でしたか、ある学校の体育館を全面使用禁止ということが報じられておりましたが、当市の学校施設でもそういうことが起きれば、非常に現場の学校の方は混乱すると思われまので、その辺は十分に早めに対応の処置を講じていただくようお願いいたします。

ところで、最近マスコミ等でよく報道されている中皮種、いわゆる呼吸器のがんの死亡が問題視されておりますが、当市の医師会では、まだこの病名の患者は出ていないということですが、隣の山県郡では3年前にこれに似た症状で死亡者が出ています。また、5～6年前には人類が作りだした史上最強の毒物といわれたダイオキシンがあります。アスベスト被害もこれを上回る深刻な問題だと思われま。広島県では、この9月の定例議会で中小企業者への除去工事の融資制度を予算化するといっておりますが、当市でも民家等のとり壊した、除去工事等について融資制度の導入を早めに望むところですが、この件について市長の見解を伺いたいと思います。

また、中高齢者の福祉行政についてですが、なぜ私が高齢者の利用に対して質問するのか、そのひとつは次のことがあるわけでございます。私は国保の運営協議会の委員のひとりとして協議会に出席しております。この国保会計の中身、台所は火の車です。今年の国保の予算を計上するにあたり、税率を据え置くかそれとも虎の子の基金を崩すかという、いわゆるいつもこうした議論が繰り交わされるわけでございます。そこで、この問題を解決するにはやはり医療費の抑制をはかるしかありません。それにはやはり予防医療ということでございます。私を含め皆さんもやがて高齢を迎えられ、死に至るわけでございますが、そのとき病死、または病気ではないがやせ細った老衰死ではなく、健康老衰でありたいと願うものでございます。鮭とか鮎は産卵を終えると、川を下ってやがて死んでまいります。蝉も暑い夏の盛りを一生懸命鳴いていますが、盆を過ぎると止まっていた木からぱたりと落ちて死んでいきます。これは病気ではありません。寿命です。これが健康老衰だと思われま。これは、私たち予防医療に係わる問題として大いに問われているところだと思われま。

市内に2つの温水プールがありますが、利用は非常に少ないのが現状でございます。また、利用者の男女別では圧倒的に女性の方が多いように思われま。若々しくはつらつとしたご婦人が多いのもこのせいかもしれません。それはそれとして、吉田のプールの副支配人さんは三次の県立プールで5年間勤められておられ、そのノウハウを活かしてこのプールの利用方法を、競泳型ではなく6コースあるこのコース

を、歩行コース、ゆっくりコース、ゆっくり遊泳コースというふうにコースわけをしておられ、杖をついて来られた高齢者の方が週1、2回、これを1ヶ月続けてこられると、杖をなしで来られるようになったと、この副支配人さんはうれしそうに目を輝かせて話しておられました。こうしたこの施設を大いに利用しない手はないと思います。

そこでこれから市長さんに伺うわけですが、利用が少ないのはアクセスに問題があると思うんです。今、美土里町、高宮町で循環バスを運行しておられますが、これも今後見直しをされるということでございますが、この見直しの際に、あとの甲田、八千代、向原これもバス路線と競合しないような路線でですね、なんとかこの温水プールの方へ運行が可能にならないかというところでございます。これが運行できるとバスの中に大きなポスターで、このプールのPRをすれば、乗客の中にあれでも今日は病院に行くのはやめてプールに行こうということになれば、これは幸いなことだと思います。プール前を運行するバスの導入を切に望むところですが、こうした考えを市長さんはどのようにお考えになっておられますか、見解を伺いたいと思います。

以上でございます。

松浦議長

以上、再質問に対して答弁を求めます。

児玉市長

市長 児玉 更太郎君。

アスベストの除去についての融資制度、まあこういうことですが、この問題はやはり、県にもまた方向付けがされると思いますし、いろいろ状況を見ながら、他市町村の状況もあると思いますし、検討していきたい、とこのように考えておるところでございます。

それから健康づくりのためのプールの歩行ということでございますが、まさしくこのプールでの歩行というのはですね、健康づくり先ほどご指摘のように、腰が痛い杖をついた人がですね10日間も来たら杖をつかずに歩けるようになった事例は私もたくさん聞かせてもらっております。そういうことで今後、保健という立場からそういう方向を、プールの積極的な利用というのが必要であろうというふうに思いますし、現在、既にもうプールの歩行の教室をしておるところもあるわけでございます。教室の生徒を募集しておりますが、そういうこともあります。積極的にこういうものを続けていきたいと思っておりますし、国保のいわゆる健康づくりの費用もあるわけでございますが、こういうものを積極的に使っていくということも考える必要があるかと、このように思います。

バスの問題については、バスの再編計画というのが立っておりますので、そこらと合わせて実現可能かどうかということも検討していきたいとこのように考えておるところでございます。ただ、バスを常時あそこを走らせて、本当にプールの利用者がバスを利用してくれるかという問題もあるわけでございますので、これも試験的にやってみにやあ分からんということもあるかも分らんですが、そこら検討させて

いただきたいというふうに思います。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

〔再々質問なし〕

松 浦 議 長

以上で、田中常洋君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

ここです、皆さんに昨日の岡田議員の水道事業の決算審査意見書について、質問があり、また書類提出の要望がありましたので、監査事務局 佐々木事務局長から資料に基づき説明をいたさせますので、ご静聴お願いします。

佐々木事務局長

議長。

松 浦 議 長

佐々木事務局長。

佐々木事務局長

はい。それでは、昨日の岡田議員さんからの42団体はどのような団体かとのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今朝ほど、お手元の方に資料を配付させていただきましたが、安芸高田市の累計区分はスモールC7ということになっております。この区分につきましては、1点目が、給水人口1万人以上1万5千人未満。

2点目が、表流水を主たる水源とする。3点目が、1ヘクタールあたりの有収水量の密度が全国平均未満である。この3つの要件をすべて満たす団体でございます。平成15年度におきまして、スモールC7に該当している団体は42団体ありますが、そのうち団体名がわかるのは、38団体で残り4団体は資料に掲載しておりません理由で、団体名を判別する事ができませんでした。はっきりと該当している団体は県内では、安芸高田市のみでございます。近隣では岡山県の美作町で、鳥取、島根、山口の各県には該当がございません。なお、調査の関係で答弁が遅くなりました事をお詫びを申し上げます。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上をもって、本日の日程を終了いたし散会いたします。

次回は明日、16日午前10時に再開いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~

午後 4時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員